

第55回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第4日）

平成25年6月19日（水曜日）

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農 林 振 興 課 長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上 月 支 所 長	伊 東 静 夫	南 光 支 所 長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き早朝よりおそろいでご出席を賜りまして、誠に御苦労さまでございます。

今定例会で、あと今日、5名の議員の一般質問が残っています。町長におかれましても、今日、引き続き、よろしくお願いをいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき、順次、議長より指名をいたします。

まず、初めに8番、笹田鈴香君の発言を許可いたします。

〔8番 笹田鈴香君 登壇〕

8番（笹田鈴香君） おはようございます。8番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

まず1点目に入るまでに、たくさんの町民の方から、いろいろ聞いているんですが、後ほど鍋島議員などからも質問されるわけですが、私も聞いておりまして、昨日も帰りに平福の自動車教習所が閉校になって困っているということで、年とってから山崎とか赤穂のほうまで行かれへんということで、何とかできないだろうかと、わざわざ来られた方もありますし、本当に困ってらっしゃるので、ぜひ、今後、高齢者になる人のためにも、対策の検討を

議長（西岡 正君） はい、通告に基づくようにお願いします。

8番（笹田鈴香君） お願いしたいと思います。

それでは、これより質問をさせていただきます。

町工事は厳格に実施せよと、今日は、高齢者肺炎球菌予防ワクチン、風疹予防接種の助成をもとめての2点の質問をします。

風疹の予防接種については、発表がありましたが、また、後ほどの質問で、また、とりあえず、また、させていただきます。

それでは、1点目の質問に入ります。

甲大木谷農地災害復旧工事で施工不良が判明し、見直し工事をし、業者の指名停止と職員の処分について報告があり、産建委員会では現地を視察しました。災害復旧工事は、原形復旧ということで改良復旧はできないとしていましたが、現地で、2回も崩れたので碎石、裏込めコンクリートを入れたなど、云々と説明をされましたが、今後も、そういう方向で望まれるのでしょうか。

そのほか、町道やため池の堤防修理工事などでも、問題が大変多いように思われます。

町公共工事は厳格にするべきと考えます。

そこで、第1に、甲大木谷の農地災害復旧工事にクラックが入ったということでしたが、設計に問題はありませんでしたか。

その①で、ブロックの高さが3メートルに3分勾配は、町の発注そのもの、設計に問題があるのではありませんか。

②、現場代理人制度がいかされてなかったわけですが、職員の削減に一因があると思いますが、それは、どうでしょうか。

③、3度もやり直しをしたわけですが、地形、地質について詳しい地権者や関係者の意見をよく聞き入れるべきではなかったのでしょうか。災害復旧工事では、原形復旧ということで認められませんでした。両脇が何回も崩れるようであれば改善を考えるように、強く求めます。ほかにも、このようなことはありませんか。

次に、町道停車場福原線の大坪集落ですが、工事が完了、工期は2013年の3月29日になっておりますが、工事完了後、間もなく舗装部分がめくれあがって大変危険な状態になっております。

そこで①、点々補修工事で完了後すぐ傷み、傷んだ部分を補修していますが、それも現在、めくれています。原因は何でしょうか。

また、②番目に、舗装の破片など早く片付けるべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

次に、最後ですけれども、本位田甲集落の戸谷池は2009年の台風9号災害で、堤防が決壊し復旧工事をされましたが、今も水漏れがあります。近くの人が大変心配されています。

そこで、現状を、どう把握されているのでしょうか。

次に、早急な対応が必要だと考えますが、どのような対策をされるのか、お尋ねします。

次に、水の制御は、専門的な知識が特別に必要なと考えますが、水漏れ対策、工法ですが、に、専門家の知見など活用を求めます。

以上で、1点目の質問、この場での質問を終わります。明快なご答弁をよろしく願います。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、笹田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、町の災害復旧工事等の工事についてであります。まず、甲大木谷農地災害復旧工事のブロック積みの高さ3メートル、3分勾配の設計には、問題があるのではないかと、ご質問でございますが、災害査定設計において、原形復旧が原則なため、既設のブロック積み高さが3分勾配であったため、設計段階においても、安定計算等を行いブロック積み高さ3メートル、3分勾配で裏込めコンクリート15厚の設計を行っております。よって、この設計書を基に災害査定審査を受け、国の補助決定をいただいているため、設計については、問題はないと考えております。

次に、現場代理人制度がいかされなかったわけだが、職員数の削減に一因があると思われる。どうかというご質問でございますが、笹田議員も、その当時の災害の状況は、十分分かっていただいていると思いますが、補助災害件数416件、箇所数約1,900工区、さらに町単独災害復旧工事、また、緊急応急工事等の復旧工事など、非常に大変な状況で、いわゆる非常時な時でありますから、職員の削減が、その原因とかどうかというような、そういう状況では、問題ではないというふうに考えます。当然、いる職員がですね、その限

られた期間に申請をしなきゃいけないということで、それだけでは、間に合わないということで、兵庫県の土地改良事業団体連合会のほうからもですね、応援職員を要請して、そういう応援を得ながら対応をしてきたということでございます。そういう中で、当然、職員数も限られた中で、職員も一所懸命申請をして、復旧工事に取り組んだ状況につきましてはですね、ご理解をいただきたいと思います。

また、3度もやり直したわけだが、地形、地質について地権者、関係者の意見をよく聞き入れるべきではなかったかのご質問でございますが、この箇所につきましてはですね、過去の災害から、何回も同じ箇所が被災、災害で被災したという形になっております。災害査定設計においては、先ほどの説明のとおり原形復旧が原則であり、被災後60日以内に査定を受けることになっており、現地確認・測量に入り、国の設計基準等に基づいて設計を行っておりますので、地権者や関係者の意見などを十分に聞き入れ、それを反映することということは、なかなかできない状況であります。それは、専門的な技術者としてですね、当然、判断をしながら、設計をし、国の審査を受けているということでありまして、その段階におきましては、先ほど申しましたように、国の審査においてもですね、それで問題なしという形で認定を受けたということでもあります。

災害復旧工事では、原形復旧ということで認められなかったが、両脇が何回も崩れるようだったら改善を考えるよう強く求めると。ほかに、このようなことはないのかということでございますが、先ほど、説明を申しましたとおり、災害復旧工事は、原形復旧が原則でありますので、改良・改善を考慮した施工は、なかなか認められません。しかし、現場での状況に応じて、補助災害復旧工事と合わせて、災害復旧付帯工事として町単独事業及び地元施工補助事業としての復旧工事も行っております。

ほかに、このようなことはないかということですが、過去に災害復旧した箇所で、再度、被害を受けて国の補助及び町単独による災害復旧工事をしたところは、当然、あります。が、今回のように災害復旧工事の施工不良による町単独・改良復旧工事を行ったというのは、これは、今回が初めてで、ほかにございません。

次に、2点目の町道停車場福原線の大坪集落で工事完了後、間もなく、舗装部分がめくれあがって危険だということでのご質問であります。点々補修工事で完了後すぐ傷み、傷んだ部分を補修したが、それもめくれている原因は何かということでございますが、町道につきましては、一般的に大型車両の通行量が少なく、舗装構成もそれに対応したもので設計をしております。通常の点々補修は、路盤の試験まではいたしませんので、通常の舗装構成で設計をしております。この箇所につきましては、表層のアスファルト厚を5センチ厚で補修をしております。県道とかになりますと、これが10センチと、また、国道等になれば、何層にもやるというような、それぞれの道路によって、舗装厚というのは違ってまいります。

傷んだ部分を補修しているがそれもめくれているとのご質問ですが、これは、補修したのは、緊急ということで応急処置として、職員で、常温合材で行っておりますので、通常のアスファルトに比べて支持力がございませんので、交通量に耐えられなかったというものであります。

舗装が破損した原因は、これは、舗装継目からの浸水及び21年災害時の冠水により地下部分に水が入り込み、路床材の状態が悪くなっていたことが舗装盤を変形させた要因と思われます。補修前の状況写真で確認しますと、だいたい同じ箇所の傷みが大きいことから、路床の状態が、まず、悪かったというふうに推測がされます。

また、あのよう、すぐにですね、大きく舗装がめくれあがったというのは、これは、河川改修工事により、大量の残土を搬出したためでありまして、この大量の残土を搬出することは、予想していなかった現状であります。河川の改修工事、当時、その付近ので

すね、吉福で2万2,000立米、下河原の頭首工改修工事で4,600立米、合計2万6,600立米を搬出をしておりますけれども、土砂を積載したダンプトラックが、これ台数に直しますと6,300台余りが通過したということになります。県において補修の検討をしておりますけれども、残土処分が、工事が、まだ、終了しておりませんので、時期については、未定でございます。狭いところ、同じ箇所をですね、これだけのダンプトラックがですね、通過をしていったということで、これは、ある程度、ある意味では、やむを得なかったところがありますけれども、先ほど、その原因が、そういう河川の改修工事に伴うものであるということで、その補修については、県に、今後、工事終了後ですね、補修をしていただくということで、お願いをしております。

また、ほかの箇所でもですね、かなりそういうことで、舗装が傷んでおります。そういう中で、工事の、まだ途中でありまして、まだまだ、これからたくさんの土砂を搬出しなければいけません。工事車両が通過しますので、危険な箇所については、応急処置をしながらですね、工事の完了の中で、また、全面的な、この舗装のやり直しということについては、県にお願いをしているところであります。

次に、舗装の破片など早く片付けるべきということですが、当然のことです。危険のないようにですね、看板やコーン等を設置して、通行についての注意をお願いし、地域の方にもご協力をお願いしているところでございます。

次に、戸谷池の水漏れについてということで、現状をどう把握しているのかとのご質問でございますが、本位田の戸谷池災害復旧工事が、平成23年3月末に完了して、その後、水位が上がるにつれて、堤体下部及び堤体東部法尻、地山との接続部分よりの漏水が見つかり、5月中旬より漏水調査を行いながら観察をしてきたところでありますが、漏水が止まらない状況のために、平成24年の2月に堤体・東部山側の補強工事を行ってきました。その結果、完全止水には及ばず漏水は止まらない状況ではありますが、漏水量は、当初に比べて減少しており、経過観察を続けている状況に、現在あります。また、光都土地改良センターの専門職員の方に見ていただき、今の漏水状態では、ため池の安定度に影響・問題はなく、危険・警戒ため池等の堤体決壊の危険性はないという検証をしていただいております。

早急な対応が必要だと考えるがということでございますが、先ほどの説明をさせていただきましたとおり、今現在の漏水は、当初よりかなり減少しており、漏水量の増減の変化がないために、現在の段階では、早急な補強・修繕工事は考えておりません。今後も、光都土地改良センター施設専門職員の方の指導を仰ぎながら経過観察を続けていくことといたしております。

水の制御は専門的な知識が特別に必要だと考え、水漏れ対策に、専門家の知見などの活用を求めたいとのご質問ですが、戸谷池の災害復旧工事の設計監督を兵庫県土地改良事業団体連合会にも委託して施工を行ってきました。工事後の漏水についても、調査等をお願いしており、今後の対応についても、この専門的な経験のある連合会及び光都土地改良センターのご指導・ご意見を仰ぎながら、これは対応していきたいというふうに思っております。そのように、現在もやっております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） では、再質問させていただきます。

まず、甲大木谷の農地の災害復旧工事の件ですが、現地へ行った時に、その前に産建で、復旧後と復旧前の、この図面をもらったんですけども、その時の現場での説明に、復旧前ですね、の時には、復旧前のその前ですね、碎石と、それから裏コンですね、それを入れてなかったような発言をされて、で、今度は入れたんですが、それが少なかったと言われたんですが、この復旧前の、その前には、碎石、それから裏込めコンクリートは入れてなかったのかどうか、そのへんをお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） その災害復旧前とおっしゃるのは、21年の災害の復旧前に施工したものでしょうかね。その分でしょうかね。それは、その当時の施工方法ですから、私も、その現場、直接、当時、担当しておりませんので、詳しい状況は分かりませんが、施工方法としては、裏へコンクリートを入れるというのは、ブロックの幅で入れていくということで、先ほど、21年災害で施工しました15センチのコンクリートを追加して入れると、これは安定計算をして、裏への重力を持たせるということでの部分でございますので、そういった施工方法は、当初は、してなかったということでございますので、全部、何もなかったというものではないということです。

通常の施工は、しておるということですね。コンクリートを入れておると。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） 入れているということですが、それと、例えば、

〔町長「いや、ちょっとちょっと、違うよ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵垣典章君） それは、前の16年だったか、何か災害で復旧した時の、その時に裏込めがあったかどうかという、今のご質問ですよね。

だから、その時には、先ほど課長が言いましたのは、裏込めとして、今回は、15センチを計算してありましたけれども、それはなかったと。コンクリートブロックだけの厚さで、そのコンクリートで固めながら、ブロック積みをしているということで、今、笹田議員は、その裏込めは入れているというふうに言われましたけれども、その通常のものであって、そういう特別な裏込めコンクリートはなかったということ、設計にはなかったということです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） それは、そしたら、その前で、その後の復旧後、今回、クラックが、災害が起きて、そのため直したところが、また、だめになったということなんですけども、その時には入れて、それが、業者のほうが多かったということで、今回、やり直したわけですね。今の分は。ちゃんとできたわけですね。

で、そうなんです、それと、それが、砂利が多かったということですが、その以前に、査定を受けてということであったんですが、このブロックの高さですね、この高さによると、3分勾配から、今回4分勾配にはされましたが、その前に、査定を受けてやったということなんですけども、でも、一応、小型構造物標準図集にありますね、県なんかや国が、採用している分なんですけども、それを基準にやっているらしいんですが、それによりますと、3分勾配というのは、1.5 メーターか、それ以下の高さのものということになっているんですけども、それは、国から言われたからといって危ない、その3分にした場合ね、危ないとか、これもしかしたら、また、崩れないだろうかというようなことは、考えられなかったですか。町としては。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） これ災害復旧の場合はですね、基本的には、隣接する崩壊していない部分ですね、こういったところの原形に合わせて復旧をするというのが、大きな原則でございまして、それに基づく、その強度設計、先ほど言いましたのは、安定計算したわけですが、そういったものに基づいて査定を受けるわけですが、査定官が、この場合は、こういう設計ではまずいですよということをおっしゃれば、当然それは、査定官のほうから指摘があるということでございますので、私どもは、その災害復旧の指針に基づいて、現況の地形にある勾配に基づく設計をしていくという、まあまあ、そういった形での、今、災害復旧は取り組んでおります。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） それでは、ほな4分にされたのは、今回ね、なぜですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） このことにつきましては、災害査定とは別に考えまして、私どもが再度、再度、こういった状況になったということでございますので、何らかの対策をしていくという中で、3分勾配、4分勾配が、どちらがいいというわけではないんですが、4分勾配にしたほうが、よりブロックにかかる荷重が分散しやすいということでございますので、若干、そういうことも含めての、今回は、4分勾配にしたということでございます。

通常の査定であれば、あの地形においての査定は、4分勾配じゃなしに、隣接する地形

3分勾配ということで、そのままいくわけですが、今回、3回目という、非常にこう、あってはならないことなんですけども、そういった状況が発生したということで、私どもも、本当は、何でこんな施工、裏にコンクリを入れてですね、安定計算をした、その施工箇所が、なぜ崩れるんだろうかという、これは、なかなか、当初、何でだろうかというのが、一番悩んだところでございます。

ですから、基本的には、大きな設計を変更するような場所ではなかったと思います。

ただ、地形的には、土質があまりよくないということでございましたので、こういったことも加味しながら、何とか対策をして、二度とこういうことが起こらない方法を考えていこうということでの対策を、今回に限っては、地形等で行ったということでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） 4分勾配にして、悪いと言っているわけじゃなくて、そういうふう
に考えれるんだったら、やっぱり最初から高さとか、そういった基準があるのでね、国から
言われても、やっぱりおかしいんじゃないかいうことを、こちらから、町のほうから指
摘してもいいんじゃないかと思うんですけど、そのへんは、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 笹田議員、そのね、査定がどのような形で行われているかというこ
とが、あまりご存知ないので、そういうね、いろんな意見において、その時に、町の意見
も入れてもらってというふうにな、それは、言われるのは、気持ちは分かるんですけど
も、実際、査定というのは、国の財政のほうの財務と、それから技術の方と二人で査定を
されます。当然、今、課長が言ったように、その時に原形復旧ということで、その隣接し
たところと、例えば、勾配についてもですね、それは、構造令では、そういうものが一方
にあったとしても、これは農災でありますから、特に、そういう、その構造的に道路をつ
くったりとかいうことでも、問題でもないのですね、余計に、一応、基本的な原形に基づい
た設計がなされるということです。

ただ、その時にもですね、その3分勾配には、同じ勾配でやりますけども、安定計算と
いう形で、裏込め15センチというね、それをコンクリートを追加をして、そういうこと
までは、認めていただいているということです。

ですから、今回、その後ね、4分勾配にしたというのは、これは国の査定関係なしにで
すね、単独で町で行った工事です。ですから、そういうその、今までの過去の状況なり、
今回の、今までの経緯から見て、当然それは検討して、今回は、より安定するようにとい
うことで、勾配を4分勾配にさせたということで、それは、国の査定なり国のお金、補助
金はもらっているわけじゃないんでね、その部分に、そういうことで、今回はね。それは、
町として、きちっとみますが、町としての判断でできる、できたということです。その
災害時のですね、査定ということについては、なかなかそこまではね、できないとい
うこと。このことは、やっぱり今の査定、それがいいと言っているんじゃないんですけども、
現状は、そういうことでしか、今、査定を受けて、補助災としてですね、実施ができない
というところは、やっぱり、それは十分、ご理解いただきたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） それはね、大変だとは思いますが、でも、そこが1回目、2回目だったら、まだ、分かるんですけれども、やっぱり3回目ということになるので、やはり、そのへん、おかしいという、思われていると思うんですけれども、査定が、そうであれ、やはり町の意見としてね、やっぱり言って欲しいと思います。でないと、やっぱり何回も何回もすることによって、結局、町民の税金、町民だけじゃないですけども、

〔町長「待ってくださいよ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 私が、これだけ説明しているんですけども、3回目というのは、町が、今回は、だから、そういうことを踏まえて、そういう安定計算をしながら4分勾配にもするという事までしたということです。

だから、その今、言われるね、査定を受けると、国の査定を受ける、それは2回の話じゃないですか。その時にはやむを得なかったという話で、だから、何回も何回もじゃなくって、今回の災害というのは、以前の災害から、もう一度、その災害したところが被災したわけなんですけれども、それは、過去の形のものです、これは国の査定として受けたということなのでね、結果的には、それは、その段階で、前回の時に、そういうふうな変更ができればよかったんでしょうけども、それは、先ほど言ったような状況があるんだということです。それは、理解いただかないとね、今、私が説明したことは、何の説明にもならないということになってしまうんです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） じゃあ、それでは、次、その関係で、原形復旧ということですね、その原形復旧というのであればですね、それも原形でいうと、その前の、崩れる前のことを言われると思うんですけども、結局、元でいうと、なかなか、何十年も、何年も何十年も崩れてなかったところが、災害によって、弱ってきてという意味もあるし、地質とかが変わってなる場合もあると思うんですけども、原形復旧というのであれば、本当に元の姿のように直すのが、原形復旧だと思うんですけど、ですから、今回みたいに、何回も崩れたことを、これを機にしてですね、もし、例えば、ブロックで原形復旧だといって、その部分だけをした場合、両脇が、また、崩れたということが、今までにも取り上げましたが、そういったのも、やはり原形復旧とみなして、一番元の形、原形ですね、それを基に、工事を進めるといようなふうに、今度は、改良じゃなくって、そこも原形復旧と認めるようなことはできませんか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あ、元のね、最初の原形というのは、ああいうふうなブロック、コンクリートブロックまでを積むというような、その状況じゃなかったわけですね。そこは、いわゆる切り石で積まれたり、土羽でされてたり、そういうことだったと思います。

それを、今の災害復旧については、そのコンクリートブロックを使っただけの復旧ということが認められて、今、大木谷でもですね、棚田のところで、かなり大きな災害がある度に、土羽、石積みが崩れている。でも、そのところは、やっぱり、もう昔のような切り石ですね、空積みしていくような形では、やっぱり非常に弱いので、強度的に弱いので、ああいうブロックを、全部ができない、その箇所だけを認めていただいて復旧してきたと。ですから、景観的にはですね、この石積みとブロックが、まだらになっていくような形に、ならざるを得なかったということです。

ですから、後、その被災した箇所も、災害というのはですね、たくさんいっぺんにありますから、国においても、改良的なことは、なかなか災害の費用ではできないということで、その災害の箇所についても、本当に崩れたところだけということですね、それは、弱いところは、両端引き続いて、それがもっといえば、その部分、全部が弱い部分もあるかもしれません。でも、そこは、復旧、災害の復旧というのは、そういう形で査定を認められた部分というのは、認められるところは、実際に、被災した崩れたところだけ。

ただ、町としても、そこだけでは、取り合いのところはね、当然、弱くなることは分かる。その最低限のことは、取り合いについては、町の単独費なりで入れて、対応はしているわけです。

でも、それを全部やるということになれば、もう災害復旧ではなくなってしまいます。改良になってしまいますのでね、これは、できません。

だから、最低限のことは、当然、現場で見ながら、職員のほうも、必要なことは業者に指示をして、それは、やらせております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） ここでですね、視聴者のほうから、笹田さんの声が聞こえにくいということで、電話が入っておりますので、マイクをあなたのほうへ、少し向けていただいて、分かりやすく質問してください。

はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） はい、分かりました。

今、いろいろ聞いたんですけど、それと、やっぱり、今回、復旧後の設計のようにね、4分にして、裏込めのコンクリートもたくさんに入れて、そういったことにすることによって、多分、今度は、大丈夫だろうとは思いますが、やっぱり、最初の、また、同じことになってしまいますけども、やっぱり、最初の、その設計を、きちっとしておけば、業者もやり直しすることもなかっただろうし、それから、やっぱり、一番、その時の大変いうの、よう分かるんですけども、それでも、現場へ行って、やっぱり職員も写真を写す時とか、それから、それをまた見て、検査の時なども、よく数が多いとは言いながら、やっぱり、人を増やしてでもね、やっぱり、それはするべきだと思うので、今後、もう、こういうことがないとは言えないので、特に、これだけ休耕田が増えたり、それから荒れたところが増えることによって、いろいろ山も荒れてますから、やっぱり、こういった工事をするためにも、必要な人材は、職員はやっぱり増やして、それに当たるべきだと、私は思います。

それと、やっぱり合併から、次々と、昨日も最初からいうと、400人以上から286人になったというような、削減を、削減だけじゃない勧奨で辞められた方もありますけども、やっぱり、本当に必要なところには、職員は配置すべきだと思います。

結局、そういったので、そういった処分を受けるようであるというのも、職員に対して、私は、気の毒だなと思います。

で、次の質問に入りますが、大坪の町道停車場福原線ですけども、そこは、水が入ってということでしたけども、早く、よく調べてもらって、原因も分かったようなので、早く処置をしていただきたいと思います。

昨日、一昨日でしたかねも、まだちょっと、めくれて危ないので、その集落の人なんですけども、女の方が、よく分からないから、地震でなったんですかとか、そういうふうに、やっぱり今の気象が、いろいろ変わりますので心配されておりますので、やはり片づけるところは、早く片づけてほしいと思いますが、そのへん、ほかにもたくさん、こういった補修工事があるので、大変だとは思いますが、だいたいめどとしては、いつ頃までに、これをされる予定かお尋ねします。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） ただ今、復興室と、河川復興室と事業調整中でありまして、まだちょっと残土のほうが出てきていないということで、それと、業者の工程的なこともございまして、7月の中旬以降ぐらいになるのではないかと、今、聞いております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） なるべく早く、安全で、そこを通れるようにね、通れるというか、通ってますけど、バイクの人なんかも危ないなという声が聞かれていますので、早急に対応をお願いしたいと思います。

次に、本位田の戸谷池の件ですけども、専門的に、今、見られているということなんですけど、やっぱりアリの一穴というんですか、小さな穴でも、この水は、本当に怖いんですから、そういった意味で、これからも観察を続けるというよりも、早く手を打っていただきたいと、というのは、その近所の方なんですけども、中国縦貫道があったから、あれ決壊しても、これだけで済んだけども、これ、縦貫がなかったら、もうカルバート以外からも水が流れて、本当に、もっともっと大きな被害を皆が受けていたんじゃないかということで、もう、今でも心配だということを、この間も、6月でしたかね、言われてましたので、そのへんは、地元への説明ですね、どのようにされているか、お尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 地元へという形では、私どもは、池の役員さん、この役員さんと、それぞれ現地で立ち会っていただいたりしながら見ていただくというような形での状

況説明を行っておるという状況です。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） みんなが分かるように、安心できるように、これも早い対策、対応を、ぜひお願いしたいと思います。

続いて、2 点目の質問に入らせていただきたいと思います。

2 点目ですが、高齢者肺炎球菌予防ワクチン、また、風疹予防接種に助成制度を求めているとお尋ねしますということですが、風疹につきましては、報告されたり新聞発表もありましたし、町長のほうからも、また、担当課からもありましたが、この通告書を出した時点では、まだ、それがなかったので、このまま、とりあえず質問をさせていただきます。

風疹の予防接種については、実施するというのですが、まず、一つ目に、高齢者肺炎球菌予防ワクチンについてお尋ねしたいと思います。日本人の肺炎による死亡率は4 位を占めて、65 歳以上では年間約 10 万人が肺炎によって亡くなっています。高齢者の肺炎の原因で最も多く、重症化しやすいのが肺炎球菌です。現在使用されているワクチンは、肺炎の原因となりやすい 23 種類について感染を予防する効果があるといわれております。

ちなみに佐用町では、全国では肺炎による死亡率は4 位ですが、佐用町では3 位になっております。平成 22 年の死亡者は 286 人、そのうちの 46 人が肺炎によって亡くなっております。これは、特定健診の、この間、25 年3 月に作成されたものによる特定健診の、ちょっと名前忘れまして、によるもので、調べましたが、そういったことで、本当に多くの人が亡くなっております。

また、この助成制度を実施している自治体も増えておりますが、例えば、福崎町でもやっておりますので、佐用町でも取り組みませんか。

次に、2 点目は、風疹患者は、今年、兵庫県や大阪府などで流行が始まり、各地で増えています。昨日から、テレビ・新聞、ニュース報道されておりますけども、1 万人を超えたということで、大変心配をされております。この風疹は、かかってから 14 日から 21 日の潜伏期間を経て、三日はしかともいわれますが、紅い発疹が出て 2、3 日で消えます。それと、相前後して発熱がありますが、妊婦がかかると胎児に影響します。また、大人がかかると子供より発疹、発熱の期間が長く、関節痛がひどくなる人が多いそうです。

30 代から 50 代の男性に多く、患者が 1000 人を超え、8 割が男性といいます。たつの市や太子町でも取り組んでいます。佐用町でも予防ワクチンの助成をするべきだと思いますが、風疹については、するというものですので、よろしく願いをいたします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、笹田議員からの 2 点目の肺炎球菌並びに風疹予防等のワクチン接種についてのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、高齢者等の肺炎予防ワクチンの助成制度でございますが、高齢者の肺炎球菌による肺炎の発症や重症化を予防するため、高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部を助成されている自治体も、今、増えております。

肺炎球菌による肺炎は、成人肺炎の 25 から 40 パーセントを占めていると言われ、特に

高齢者での重篤化が問題となっております。特に、高齢者の肺炎の約半数は、肺炎球菌が原因とされているところでございます。

この予防接種は、接種を受ける法律上の努力義務はなく、ご本人の希望によって接種を受ける任意の予防接種でございますが、佐用町では、現段階での予防接種の、まだ、予定はいたしておりません。今後、県内の発生状況、また、県のほうの方針等を聞きながら、また、実施の場合には、郡医師会と協議をして、検討していきたいというふうに考えております。

次に、風疹予防接種の助成制度でございますが、関西や首都圏などを中心に、今年は、特に流行がみられ、兵庫県内でも発生件数が増加していることから、佐用町におきましても妊婦への感染拡大防止を図り、子どもの先天性風しん症候群の発生を予防するためにですね、検討を加えて、この6月議会において、実施するための補正予算を提案をさせていただき、一昨日の本議会におきまして、ご承認をいただいたところであります。4月にさかのぼって助成をさせていただくことといたしております。

兵庫県が行う、風しん予防接種緊急補助事業の、これは補助を受けて、任意予防接種事業として、佐用町では、一人1回の予防接種費用の助成として、接種費用額から自己負担額を引いた額を助成をさせていただきます。

接種ご本人で負担いただく費用は、風しん単抗ワクチンの場合は、風疹だけの場合ですね、これのワクチンの場合は、自己負担が1,000円。

また、風疹と麻疹、混合ワクチンの場合は、自己負担は3,000円となっております。

助成対象者は、平成2年4月1日以前に生まれて、接種時に50歳未満の方というふうにさせていただいております。

また、妊婦と同居する配偶者及び家族。

特例措置として平成2年4月2日から平成7年4月1日生まれで、2回接種していない方を助成対象といたしております。助成期間は、先ほど申しましたように、4月にさかのぼりまして、平成25年4月1日から平成26年3月31日までといたしておりますが、平成26年度以降につきましては、その後の状況等をみて、また、県のほうの取り扱いを、当然、指導があると思いますから、その中で、判断をしていきたいと考えております。

以上、この問題についてのご質問の答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） まず、高齢者の肺炎球菌予防接種について、最初にお尋ねしたいと思いますが、結局、肺炎球菌による肺炎は、成人肺炎の25から40パーセントということですが、特に、高齢者で大変重症化が問題になっていきますし、その肺炎球菌という、そのワクチンは、だいたい、その肺炎になる、全部で、80種類ぐらいあるんですけども、そのうちの23に効き目があるといわれる、このワクチンなんで、任意ということなんですけど、ぜひ勧めていただきたいと。

特に、病院入って、多分、町長や看病された方は分かると思うんですけども、高齢になると、喉からうまく入れなくて、肺に異物が入って、そういった肺炎を起こすというような誤嚥性の肺炎が大変多いわけですけども、そういった意味で、やっぱり高齢者の、このワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種に、ぜひ助成を検討すると言われましたが、なるべく早い時期にさせていただきたいと思います。

で、今、福崎町でもやられているんですが、もう実施されているんですけども、75歳

以上の方ということなのですが、それと助成額が4,000円ということで、1回限りということなんですけども、それと生活の保護世帯なんかは、受給者は全額助成ということになっておりますが、佐用町で、検討するというものではありませんが、だいたい、今までに、そういった声は聞かれなかったか。

また、本当に、その肺炎で、高齢者だけでなく、佐用町で第3位という、その数字は、死亡率になっているわけなんですけども、それらについては、どのようにお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 町内ですね、死亡原因、今、言われる3位、これは、どうしてもですね、いろんな疾患を持たれて、体が、全体がですね、例えば、老衰のような形で、弱られてもですね、最後は、どうしても、その肺炎という形で、肺のほうの機能が、もうだめになって亡くなるというのが、状況だというふうに、私は、医者からも聞いております。

ですから、最後の死亡診断書ではですね、肺炎というのが、非常に多いわけで、それ以前、特に病気、いろんな主になる病気というのは、あるわけですが、統計上、こうして、どうしても肺炎という形で出てくる場合、形が多いんだというふうには、聞いております。

ただ、体がそういうふうに、高齢者が、なぜ多いか、重篤化するかというのと、どうしても高齢者は、そういう体全体の免疫機能のとか、抵抗力弱くなっておられます。そういう中で、この肺炎を起こしてしまうということですので、これまで、その肺炎で、じゃあこれで、このワクチンというのはですね、確かに、その27パーセントとか、かなりの、その原因に効くんだということですが、非常に肺炎というのは、原因がですね、多いと。ですから、ワクチンを打ったから安心できるというようなものではないということでもあります。

また、ワクチンの有効、効き目というの、1回打てば、それでずっと効くんだというものでもないというふうにも聞いております。

このへんはですね、私たちは専門的な、この判断を、なかなかできませんので、実際に、そういう、その医師会をはじめですね、特にこれは、国が、厚生省なんかが、やっぱり、こういう高齢者の医療費の問題とか、やっぱり国としてですね、そういう対策を、きちっと出してきて、方針を出すべきだと、私は、思うんですね。

この風疹の問題でも、私、ちょっとお話しさせていただきましたけれども、各町が、バラバラに、次々とですね、いろんな、この対策を出すのではなくってですね、県なり国が、やはり、しっかりと方針をきちっと出した中で、それを実施を各市町でやっていくという形を取らないといけないと思います。

何か、競い合ってますね、いろいろこう、各町だけがですね、バラバラにやっていくということで、もし、今の子宮頸がんなんかのワクチンでもですね、後になって、今、ちょっと問題が、ああいう報道もされております。

まあ、そういうことで、医療についてはですね、なかなか非常に難しい、専門的なところ、判断しなきゃいけない部分があるかと思っておりますから、そういうことについては、十分、情報を得たり、指導をいただいた中で、取り組んでいきたいと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） ぜひ、お願いします。

次に、その風疹の患者ですけれども、先ほども説明がありましたし、それから、補正予算の時などにも、ずっとされて経過は分かったんですけれども、本当に、ニュース見てまして、これは、昨日の読売の新聞の関係なんですけれども、風疹患者が1万人を突破いうことで、昨年の1年間の4倍を超したということなんですけれども、やはり、多いのが、どういうわけか、大阪が一番多くて、これが9日までの1週間ですけれども、都道府県別の一番多い順番が大阪で129人、東京で82人、神奈川で59人、兵庫が52人、鹿児島が34人と、本当に異常なほど、この風疹患者が増えているわけですが、やっていただけるということで、大変喜ばしいことだと思うんですが、やっぱり、妊婦の方が一番心配されているのが、耳に異常が発生したとか、それから、40代、50代の方が、特に関節痛がひどくなって、もう会社も1週間休まなければいけないというように、大人になってかかるとひどいという症状になっております。

それでですが、先ほど、その自己負担のことを、助成ね、していただけてありがたいんですが、もう一つ聞きたいのはですね、ほかの自治体と比べますと、生活保護の家庭なんかは免除ということに、受給者は免除ということになっているんですが、佐用町の場合、ちょっと、そこまで聞いてなかったのが、その生活保護者などとか、それから、所得の関係では、所得制限があるのか、ないのか、そのへんも、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 生活保護世帯について、当然これは、免除という形にしております。はい。

ただ、所得について、段階をつけるとかですね、そういうことまでは、これは、なかなかできません。緊急にやっていくんで、それを把握してやっていくということができませんのでね、はい、生活保護世帯については、免除いたしております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。あと、5分です。

8 番（笹田鈴香君） 高齢者の肺炎球菌ワクチンにも、助成を検討するという、町長の答弁でしたし、また、今の風疹の予防接種ですね、生活保護の方には免除するという返事をいただきましたので、これで質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君の発言は終わりました。

続いて、17番、平岡きぬゑ君の発言を許可いたします。

〔17 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

17 番（平岡きぬゑ君） 17 番議席、日本共産党の平岡です。

私は、三土中学校の統廃合の問題について質問を行います。

その基本は、住民合意をはかること。この立場から質問を行います。

昨年 12 月議会で、学校統廃合問題は、住民自治活動やまちづくりに関わる大問題でもあるので町長の見解を求めたところです。

学校・保育園の統廃合については、住民の声が十分生かされる住民合意が必要です。

組合立三土中学校の教育長は、4 月 5 日の全員協議会で、宍粟市と佐用町の両市町で事務協議を平成 23 年 9 月に開始し、閉校にむけた区域外就学を平成 25 年 3 月に決定。あわせて平成 27 年 3 月で閉校することを目標にした。このような経過が明らかにされました。しかし、校区住民への説明は、昨年 12 月 3 日に行われて以降、実施されていません。町当局は、住民の声が生かされる丁寧な対応が必要です。そこで、経過と見解を伺います。

一つに、昨年 11 月の全員協議会で町長は、宍粟市から三土中学校事務組合を解散したいとの事務連絡があったと報告しましたが宍粟市との協議内容については、その後、議会に説明がないまま経過し、今年に入って、土万小学校からの新 1 年生の入学がない状況になっています。町長は説明責任を果たすべきではないでしょうか。

二つ目に、三土中学校を町立の中学校として存続を求める声があります。まちづくりに関わる重大な問題であります。中学校の設置について、どのように考えておられるのか、町長の見解を求めたいと思います。

三つ目に、佐用町は、平成 23 年度から 10 年間で中学校を 1 校にする計画です。計画は、行政からの押しつけではなく、住民と保護者の意見を尊重すべきではないでしょうか。住民合意をどのように諮るのか。教育長・町長に見解を求めます。

4 点目として、1973 年、昭和 48 年 9 月 27 日付で、学校統廃合についての通達が、現在の文科省、かつての文部省ですが、出されております。通達の 3 項目について見解を教育長・町長に伺うものです。

次のページに参考資料として添付しておりますので、読み上げたいと思います。

現在の文科省通達ですが、その一つ、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。

大きな二つ目の(1)として、通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。

(2)つ目に、学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること。

となっております。この点も踏まえて、ご回答、よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） それじゃあ、失礼します。

町長へのご質問もありますけれども、まず、私のほうから答弁をさせていただきます。

平岡議員から、三土中学校の統廃合は住民合意を図れとして、四つのご質問をいただいております。

以前から申し上げておりますとおり、佐用町立学校の規模適正化の推進と組合立三土中学校の閉校協議につきましては、整理してご説明したいと思います。

まず、町立学校の規模適正化につきましては、各校区に懇談会・委員会を設置し、その委員構成は自治会・地域づくり協議会・PTA・民生委員など、学校運営に欠かせない保護者や地域の方々が委員となって、より良い教育環境の実現に向け、規模適正化に関する心配ごとや課題などを基本的課題等として整理し、町の考える方向でよいのか・どうなのかを議論いただき、懇談会・委員会として、その解決の方向を出していただいております。

そうした中で、基本的課題等の一つ一つに対して、解決の方向を概ね一致させることによって合意形成を図るとして、当初からご理解いただいているところでございます。

一方、組合立の三土中学校の閉校協議は、集団教育という教育環境や部活動等の維持、学校諸行事の実施が、生徒数の減少により困難となっており、組合立中学校としての存続が難しい現状となっているということで、その学校の閉校であり、組合の解散ということでの三河地域の生徒の皆さんにつきましては、南光地域に設置している上津中学校への通学をお願いするものでございます。

そうした状況でありますので、スムーズな合流に向け、佐用町としての対応について、三河地域の保護者等の皆さんとしっかりと協議してまいりたいと考えておりますので、学校規模適正化と閉校協議とは整理をしていただきながらご理解をいただきたいと考えております。

まず、1点目の今年度、土万小学校からの新1年生の入学がない状況になっている。説明責任を果たすべきだがどうかのご質問でございますが、そもそも区域外就学は、本年4月30日の調査特別委員会におきまして、教育委員会事務局から説明をさせていただきましたが、今回の三土中学に入学すべき児童が宍粟市立山崎西中学校へ区域外就学したものです。この場合、学校教育法施行令第9条の規定に基づき、その保護者が宍粟市教育委員会へ承諾を求め、宍粟市が承諾したものでございます。

当然、同条第2項の規定により、あらかじめ組合立教育委員会へ協議が必要でございますが、旧文部省の初等中等教育局長通知にありますように、協議が不調の場合にあっても、その承諾が有効であるとされることから、その構成町である佐用町としましても、区域外就学を止める法的措置を講ずることができないところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、2点目の三土中学校を町立の中学校として存続を求める声があり、その中学校の設置についてどう考えているのか、町長の見解を求めるとのご質問でございますが、現在進めております学校・保育園の規模適正化推進計画につきましては、園児・児童・生徒数の減少に伴い、一定程度の園児・児童・生徒数を確保する中で、よりよい保育・教育環境を整えるために行っているものでございます。

このため、現在の三土中学校から、さらに生徒数が減少することが予測される中で、町立の中学校として存続させ新たに設置することは、現状では、考えておりません。

次に3点目の10年間で中学校を1校にする計画だ。計画は行政からの押しつけではなく、住民と保護者の意見を尊重すべきではないか。住民合意をどのように図るのかのご質問であります。この質問につきましては、佐用町学校規模適正化の推進の観点からお答えさせていただきますが、冒頭にご説明させていただきましたように、各校区に懇談会・委員会を設置し、自治会・地域づくり協議会・PTA・民生委員など、学校運営に欠かせない保護者や地域の方々が委員となって、より良い教育環境の実現に向け、規模適正化に

係る心配ごとや課題などを基本的課題等として整理し、町の考える方向でよいのか・どうなのかを議論いただき、懇談会・委員会としての解決の方向を出していただきながら、基本的課題等に対して、解決の方向性を概ね一致させることによって合意形成を図ってまいりたいと考えているところです。

次に４点目の昭和４８年の旧文部省の通達をどう考えるかのご質問でございますが、議員もご承知のとおり、平成１２年４月１日に施行された地方分権一括法により機関委任事務が廃止されたことで、地方公共団体に対する指揮監督権の行使としての通達という概念は無くなったと理解しているところでございますが、議員にも以前から申し上げておりますとおり、学校規模適正化の推進は地域の方や保護者の皆様の理解と協力による適正化の推進としており、また、繰り返し申し上げるようですけれども、基本的課題一つ一つに対して、懇談会・委員会として協議・検討していただきながら、方向性を概ね一致させることによって合意形成を図ってまいりたいと考えております。一方的なやり方ではなくて、今現在も、そのように地域の方々や多くの意見を、できるだけ吸い上げて、考えていっておると、そういう姿勢でございますので、ご理解賜りたいと思います。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。
町長のほうからございますか。

町長（庵逄典章君） ないです。

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） ただ今、教育長からだけの回答だったんですけど、学校の存続は、その地域の住民にとって、私どもがアンケートを取った、昨年アンケートを取った中でもあったんですけども、学校があることで、その地域が、なくなることで地域が廃れていく、そういうような、大変、住民にとっての自治活動、まちづくりにかかわる重大な問題ですから、その質問、事前の通告では、町長に対しても、これらのことについて、どのように考えているのか、質問しておりますので、回答がないという回答は、納得できないので、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 基本的に、教育長が答弁されたものを、私の考え方も、今、教育長から通して、回答させていただいておりますので、後、再度、質問があれば、また、ご質問にお答えしてお答えをさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 文科省の最後に、３項目について、それぞれ、どのような見解を持っておられるかということについてお尋ねしたんですけども、基本的には、その地域住民の合意をなくして学校の統合をしてはいけないということが言われているんですね。

その一つ一つについて、丁寧に説明して欲しかったんですけど、一つは、少人数学級
のことは、最近でも、私ども議会で初日の本会議で少人数学級の推進、定数の改善、義務
教育国庫負担の2分の1復元を図るための請願というのを国会、いや国のほうに意見書
を出すということで、全会一致で可決したとこなんですけれど、この中でも長年の教育の要
求として、少人数学級というのは、子供の学習とか成長に、間違いなくよい効果がある
ということを、国のほうも認めるような形に、最近、2011年の9月には、そういうような文
書も出るぐらい、検討会議の中間報告も出るぐらいな状況になっていますし、世界的にも
学級数、40人学級ではなくて、35人学級、もっと20人台の形で、人数が少ない子供たち
を、少ない学級で教育していくという方向で世界の流れがなっています。

そういう中で、この学校の統廃合について、基本的なところなんですけれども、一つ一
つ教育委員会としては、その課題を住民に適正化の会議の中で認めていってもらったんだ
とって言われたんですけど、この通達などは、そういった懇談会の中では、説明、住
民に対して、関係者に対して、説明は、どこまでされたんですか。一度もされたことない
んじゃないかと思うんですけど。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） お答えします。

この旧文部省が出しております通知をもって説明したことはございません。

しかしながら、委員会、懇談会の中で、複式学級だとか、過小規模校、また、小規模、
大規模、いろんな学校の現状の中でですね、私は、今までいろんな形で、ご説明というん
か、お話をしてきたところです。

また、先ほど、少人数学級のことを申されましたけれども、今、小中学校40人学級で
ございます。それを35人学級にすると。そういうことの、この間のことだったと思うん
ですけれども、小規模に、例えば、ハーフサイズにして、20人20人にして、そしてまた、
40人に返して、合同で勉強するとか、そういうことが非常に大事なことであって、毎日、
少ない人数で、ずっと200日余り勉強することが、どうなのかと。そういうことを、今、
佐用のほうでは考えておるということでございます。

ですから、今、統廃合を行ってもですね、じゃあ、2クラスになるかと言いますと、全
ての学校は、そうはなりません。1クラスの学級が、今まで10人だったものが、20人、
25人程度になる学校もあると、そういうことが現状でございます。

しかしながら、2人、3人が、一緒に勉強することによって、ひょっとしたら2クラス
になる学年もあります。そういう佐用町は規模ですので、どうか、そのへんをご理解いた
だきたいと考えているところです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） 先ほどの、少人数学級の関係でいくとですね、教育条件の整備とい
う点で、教職員の方が、当然、これは全国的なものなんですけれども、学級数が増えるこ

とによって、少人数学級をすることによって、学級数が増え、そして先生の採用も増えていくということで、結果的に先生方、新たな若い先生の雇用を増やして、そして、その先生たちが働かれることによって、消費を拡大し、結果的には地域の振興や景気対策として結びついていくというふうに、前向きな形になっていくという、そういうことになるんですね。

で、そこでお尋ねしたいのはですね、職員の方の状況なんですけど、佐用町における状況、2年前の6月議会で、職員の方々に対する正規の職員の数と、それから臨時対応の職員の先生の数について伺った経過があるんですけども、その当時、町外に出られた正規の先生が15人に対して、その穴埋めというか、対応としては、臨時の方が17人、そういうような報告があったんです。で、また、新規採用は、そのうち、また、7人、こういうふうに6月の議会で答弁されている経過があるんですけど、現在、その佐用町において、正規の職員の数、職員の先生の数、それから非正規の職員の実態というのは、いかがになっておりますか。

通告にしておりますけれども、教育条件の整備の一つとして、伺いたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、お分かりであれば、お答えください。

教育長（勝山 剛君） 今、佐用町の教職員は、校長から教頭、主幹教諭、教諭、それから事務職員、栄養職員と全てで191人定数です。

で、正確には覚えておりませんが、病休、それから育休ですね、産休・育休、それから正規職員の配置が無理で本定員臨任と、講師ですけども含めて、約40名おります。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） ちょっと、もう一度確認したいんですけど、正規の先生は191人おられて、そのうち病休・産休代替えで40人で、非正規の方はゼロということですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 非正規というのは、どういうことですか。

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 非正規の先生というのは、公立で全国的には、19万9,000人からにも上る、非常勤職員のことなんですけど、そういうふうに言ったらいいんですか。

教育長（勝山 剛君） はい。

17 番（平岡きぬゑ君） じゃあ、理解できる、その非常勤職員の方は、どのぐらいになりますか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） ちょっと、手元に正確なものを持っておりませんが、例えば、新学習システムといいまして、小学校でいえば、兵庫型教科担任制ということで、非常勤講師をいただいておりますし、それから、中学校でも複数とか少人数での授業とか、そういうことで、約 10 人ちょっとと思っております。ちょっと、正確な数は分かりません。

議長（西岡 正君） できれば、通告に出ておりませんので、次のほうへいってください。

17 番（平岡きぬゑ君） それでは、最初のほうの三土中学校の関係で、学校の統合の経過なんですけれども、今年の 3 月になって、具体的に大きく区域外就学を宍粟市のほうが認めたので、現実的に、土万小学校区の方の新入生がゼロになったと。これはもう、唐突感がありますし、これまで三土中学校は、佐用町と宍粟市との組合立ということで運営されてきておりますので、こういう唐突なことに対して、町長として、昨年、11 月の段階で宍粟市長から話があった後、何ら、説明なく、そういう事態が起きてきたわけなので、事実経過はそうですから、どのように受け止められているのかをお伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 三土中学の管理者は、宍粟市長です。組合立として運営をしていっている中でですね、この組合議会もあるわけです。

で、この今の宍粟市におきましても、佐用町と同様にですね、学校の規模の適正化という形での統廃合が、今、いろいろと計画をされてきたということは、私たちも知っておりますし、ただ、その状況については、細かくですね、こちらの報告があるわけではありませんでした。

で、ただ、一番関係する、この三土中学校にかかわる、当然、小学校であります土万小学校の問題、まあこの、土万小学校についての統合についてですね、以前、平成 27 年か 28 年ということで、まだ、時期が確定してないということを聞いておりましたけども、昨年、そういう早く、それは P T A、保護者等の要望の中でですね、26 年、もう 4 月に統合をしていくというような話を聞きましたので、それは、当然、三土中学校の存続なり運営に大きくかかわってくることだから、これは、管理者からですね、そういう話をいただかなければならないということで、申し入れて、当時の田路市長が、三土中学で会いたいということで、そういう急に、その方針、時期がですね、早まってきていると、こういうことですので、当然、そうなれば、三土中学校へ土万小学校からの地区の子供が、もう登校することはないだろうと。

そうなってくると、三土中学校を、今後、どうしていくのか。この問題は、教育上の通学とか、区域の問題については、教育委員会の、これは管轄、責任でありますけれども、その組合を設置して、学校を運営しているのについては、佐用町と宍粟市、この行政間での取り決めの中で行っていることであるのでね、この問題については、今後、きちっと話し合いをさせていただかなければならないということを申し入れた、話をしたところです。

その後、3 月になって、区域外に通学という形で、もう、この 4 月からですね、土万小

学校の子供たちは、山崎西中学校のほうへ、もう全員が行かれたと、これは、教育委員会の許可の問題なので、これに対して、私として、それに対してですね、異議申し立てをする権限はありません。

ただ、そういう報告がおかしいではないかということは言いましたけどもね、これは議会の中でも、そういう話がありました。

ただ、それは、区域外という、通学ということは、認められた以上ですね、それを撤回することは、宍粟市としてもできない。教育委員会としてもできないということですから、今の現状を踏まえた形で、じゃあ今後、どう、この三土中学校を考えていくのかというのが、今の状況ですよ。このことは、ずっと今まで皆さんにも報告をし、お話しをしているところです。

ですから、何も報告がなかったと言われることはないと思います。それは、報告をしているとおりです。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） その区域外就学については、学校、教育委員会の責任だということで、何もいうことではないんだと、いう、責任分野が違うんだとおっしゃるんですけど、その区域外就学を認める条件として、閉校を前提にしてということがあるんですね。閉校を前提にというのは、その閉校は、教育委員会が決めれるんですか。そのところの受け止めなんですけど、閉校を前提にして、区域外就学を認めますということを言われてて、そして、佐用町教育委員会にしても、3月末に三河校区の保護者に対しては、閉校を前提にして、区域外就学を認めるということを、口で言うとして、口頭で言われているんですよ。文書ではなかったと。

その時の説明では、文書しました言うたけど、後から、文書は出しておりませんというご回答でしたので、その区域外就学、単に、一般的にね、区域外就学というのは、特別のいじめがあるとか、そこで、特別の事情がある場合は、区域外就学というのは、一般的にあるんですけど、従来からありますけれど、今回の三土中学校の区域外就学は、そうではなくて、閉校に前提にしたという前置きがあるので、そこで、それはまあ、管轄外だというような形の答弁は、私は、無責任だと思いますが。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それは、3月の段階で、そういうことが決められ、4月から既に、子供たちが、もう、その学校のほうに通っているという現状、これを戻すことはできない。

ただ、先ほど、そのお話しのように、閉校ということについてはね、これは現実として、もう、そういう子供たちが通わない。そこから、土万から、宍粟市側から通ってこないということが、もう、ここに現実として生まれたんですから、それに対して、やっぱり、きちっと、今度は閉校についてね、この三土中学のあり方、これは、今の三土中学校では成り立たないわけですから、これは、早急に宍粟市と話をしなきゃいけないと、協議をしなきゃいけないということ、それは、何も、放っておくわけではありません。

ただ、先般もお話しましたが、宍粟市のほうも、市長が選挙があつて、変わられた

りして、なかなか、話をする機会を作られておりませんので、担当のほうにもですね、宍粟市長と、そういう協議をする場をですね、早く設定をして、宍粟市側からも、きちっとした対応を示していただかなきゃいけないと。町としても協議をしなきゃいけないということは申し上げております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 現実には、土万小学校の生徒さんが、1 年生ゼロということで、現実には 1 年生は、三河校区の生徒さんだけになっています。

で、この状態で、保護者の声として、教育委員会としても聞かれているかと思うんですが、その現在の 1 年生が卒業するのを、三土中学校でさせて欲しいと、そういう思いで、今年の 1 年生は入学したんですという声なんですけれど、ここらへんは、三土中学校のあり方がこう、変わってくる中で、この要求については、どんなふうに答え、無理ですという説明をされているかとは、ちょっと聞いたんですけれど、その無理と言いながら、取られてきた対応がね、無理にならざるを得ないような実態が、事実、つくられてきましたから、そこは、父兄の責任ではないと思うんですけれど。

教育委員会としては、どんなふうに考えておられますか。当然、中学校が、どんな形になるのか。それを聞きたいです。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） まずですね、今、宍粟市との事務協議の中で、3 月の、これ 4 月の特別委員会で小倉教育長が説明したと思うんですけれども、3 月の 25 日が、一応、保護者の説明会 4 回目だったんですけれども、ただ、その段階ではですね、土万小学校が、菅野小学校と統合するというのは、目標、想定はできてましたけれども、27 年になるか、26 年になるかいうことは、はっきりしてませんでした。

その後、3 月の 28 日にですね、もう菅野と土万が、26 年 3 月、これを決定したということだったんで、それから以降、想定する中で、平成 28 年度以降は、物理的にですね、もう三河小学校だけの児童になってしまうわけですね。ねっ。そういうことが、分かった以上、三土中学校についてはですね、本来の三土中学校を、土万と三河側の生徒の中で、閉じていきたいということになると、平成 27 年 3 月、ここじゃないとできませんということを、今、説明しております。

これは、こういう状況になったから、そういうことなんですけれども、当然、そういうことが想定できたので、三土中と、その事務組合と協議しながら、想定は、平成 27 年 3 月ということの説明してましたけれども、これまでは、それを何とか延ばしてくださいと、一部の保護者は、当然、今、言われたように、1 年生の方が、3 年卒業するまでということになると、平成 28 年になるわけです。それは、もうできませんよという説明を、今、しているところなんです。

だから、それは、理解していただいたということではないんですけどね、現状として、分かっていたきたいということで、教育委員会としては、宍粟市と、それから、佐用の両方の生徒がいる間に閉じていきたいということにすれば、平成 27 年 3 月ということに

なりますというこの説明で、今、これから保護者、自治会も、また、さらに、そういう理解を得るための説明会をしていきたいということを考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 今回の教育委員会の説明では、27 年 3 月、土万の現在の在校生がいる間という説明かと思うんですけど、在校生の、今の 2 年、3 年生がいなくなったら、当然、三河だけになってしまうのということなんですけれど、そのところで、中学校、三土中学校の学校の設置については、土万の子供がいなくなれば、当然、三土の土がなくなるので、そういう、変則的な形にはなると思うんですけど、中学校の設置について、継続して宍粟市と話し合いを進めているということなんですけれど、具体的に、その行政のほうは、教育委員会の話は、今、回答がありましたけれど、事務局としては、どこまで話が、その関係については、進んでいるのでしょうか。

これまで、説明は、ないですけど、事務局間では、綿密な相談がされていたということも、教育長さんも、4 月の全員協議会で聞いていますから、そこらへんについては、報告できませんか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） 綿密な協議などはありません。

これは、当然ね、学校が組合立でつくっているという設置は、その協定の中で、全部、協定があってしていますし、費用負担をして運営をしています。

ですから、それを、その前提として、子供たちが、そこで学んでいるということが、やっぱりないと、これは、やっぱり、この存続の意味がなくなるわけですから、ですから、当然、今後、土万、宍粟市側からの子供が、一切、そこに、もう通わないということが設置している、組合を設置して、学校を設置していく、その必要性がなくなるわけですから、当然、宍粟市としてもですね、それについては、この現在の組合を解散するという形はとる。その手続きは、これから、どうしていくのか。また、27 年 3 月を目途にということであれば、この 2 年間でですね、あと、その 2 年間の間を、どう負担をしていくのか。

また、最終的に、この解散をすれば、例えば、財産の処分とかですね、そういうものまで含めての協議が、これからなされるわけですし、これまで、綿密な事務間で、協議をしてきたというふうに、今、思っているんだというふうに平岡議員言われましたけれども、どこで、そんな協議がされたのか、私は、しておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 私は、作り事を言ったのではなくって、議員協議会の時に、宍粟市の事務、宍粟市から、教育委員会からの文書で、議員全員配付していただきました。綿密な日程、日にちがあり、担当者が、どの部署が出てというふうに、佐用からも参加してい

るというふうな文書を持って、綿密な協議がされていると理解したんですけれど。それは、文書が出たことは、宍粟市からの、教育委員会からの文書が、あれは、正しくないんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 事務協議はね、綿密の度合いはどうか分かりませんが、当然、今、お互いの教育委員会ですね、地元説明会、それから保護者説明会等の理解を得る方向ですね、調整をしています。それは、日程調整であるとか、今後、どういう説明で入っていくかという事務協議をずっと、それは再三、事務担当レベルで重ねています。

そういうところに、たまに、教育長、それから両方の教育長が行って、方針的な話になる時は、出てもらってますけれども通常は、月に、今、1、2回重ねてますけれども、事務協議は、日程調整とですね、どういう説明の仕方をしていくというような協議の内容はですね、事務レベルで、それは、させていただいております。

だから、町長が入って、決断していただくというようなことは、これから、例えば、決定するということになってくるとね、日にちが、そういうことは、当然、そうなんですけれども、当然、これは、最初、宍粟市と首長協議の中で、27年3月を目標に、そういう推進をしましょうということは、同意を得ているわけですから、それに向かって、今、途中の段階で、それが、決定、地元から理解できるということになったら、今後、次にね、解散の手続きなり、閉校の手続きを、きちっと、段階的に踏んでいくんですけれども、その間は、まだ、推進レベルの調整会議です。それを、今、続行しているところでございますので、その綿密な調整というのは、事務レベルの調整ということで、ご理解いただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） 実態として、生徒がいなくなれば、三土中学校の存続はないと。で、その後、宍粟市との組合立が解消した後の考えとして、佐用町は、その中学校のあり方について、どのように考えておられるのかをお聞きしたいと思うのですが、佐用町が、その今、進めている小学校、保育園の規模適正化とは、分けて考えてもらいたいというのが、教育委員会からの最初の、冒頭の説明だったんですけれども、その計画としては、10年間、23年度から10年間ですから、もう、年数が、今、25年度に入っているんで、時間的には過ぎています。

この23年度から10年間で、中学校1校にする計画、そのことは、もう公にされてますでしょう。既に。だから、そういう点から、三土中学校の、三土中学校を、その土万小学校の子供が来なくなったということで、事態としては、変更せざるを得ないというのは分かるんですけれども、佐用の地域の三河小学校の卒業生が、中学校、その10年間の間に1校にしてしまうんだという計画が示されている中で、とりあえず上津中学校に行ってください。その後、また、考えるというような、その何回も、子供たち、3年間ですから、中学校は3年間だから、3年間でいくんですけれど、そこらへんがね、将来の見通しいうたって、近い将来ですね、そこらへんが、はっきり示されているというのは、安心感にもつ

なおりますから、聞きたいところなんで、ただ、昨日の一般質問では、三土中学校閉校協議の状況を見て、その中学校の問題については、協議していくんだという答弁もされておりますけれども、住民の声としては、町内1校ではなくて、2校にしてほしいとか、高原中学校との統合とか、その子供たちの、今、置かれている問題、いろいろ、さまざまありますけれど、分校制度を検討してはどうかとか、いろいろな意見が住民の中にはあるんですね。

そういう中で、1校だという方針だけが示されておりますので、今一度、そういう住民に対して、あらゆる選択の情報を提供していくという上でも、私は、教育の、教育委員会では専門家という立場でお話しされていると思うんですけど、より子供たちの学校のあり方について、父兄とか住民が納得できるような、そういう説明ができる、そういう場も、説明してもらえる、そういう話の場も必要ではないかなと、私自身、思っているんですけど、そういった情報提供のあり方については、今、考えておられること、ありませんか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） 昨日も、また、以前の山田議員から全員協議会でしたか、その時にも中学校統合についてのお話がされておりました。

で、平成23年に規模適正化につきましての、小中学校の、今後、こういう方向でいきますよというご提案をさせていただきましたが、決定ではありません。

その時にも言いましたように、急きょ、三土中学校の閉校協議、こういうこともございます。いろいろな計画案を出してからですね、いろいろなご意見も、私の耳にも入っております。そういう意味で、この10年間を、短いか長いかは別問題としまして、これから生徒数の推移、さらに減少をする可能性もあるかも分かりませんし、また、一つにするというのは、10年先に、だいたい370、380人ぐらいになる予定ですよ。で、それでいいのか。いやいや、佐用町の地理的状況、子供たちの負担のことを考えてですね、2校がいいのか、これらは、今後、当然、考えていかなければならんと思っています。

計画は計画として、将来的な展望を持って、1校にしたいという案を、計画を出したと、そういうことでございますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） じゃあ、中学校の教育委員会から示されている計画、10年間で1校にする計画というのは、あくまで計画であって、地域の状況などを、これから、よく協議して、また、住民とも話し合いをして合意を取って、1校ではなくて、計画は、あくまで計画で、住民の中にある、2校であるとか、そういった、さまざまな分校であるとか、そういうものについても、ちゃんと情報として検討できるように、情報提供を、私は、してほしいと思うんですね。専門家の立場から。

1校という方針を出されたのには、それなりの、ちゃんとした自信があつてというのか、根拠があるわけでしょう。でしたら、その住民の中で、単に2校にしたらええんやとか、

分校にしたらいいいのではないかという、その意見に対しても、単なる意見を聞き置くではなくって、それは、どういう状況が必要かとか、そういったきめ細かい情報提供を、私はして欲しいと思いますが、そこらへんは、考えておられますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 全体的な方針は、教育長が、また、説明すると思うんですけども、今、提案している推進計画ですね、それ特に、中学校に関しては、そういう議論を、特に極めていくというタイミングは、今、進めている小学校がですね、ある程度の方向性が出てからということを考えています。

それは、いつからということと言い切れませんが、そのへん出すと、小学校は、だいたいの方向が出てくると思うんですけども、その中でですね、長期的に、今、提案している中学校が、なぜ1校だったかという説明も、当然しますし、それに孤立するものじゃなくて、その時の段階で、まず再度、教育委員会含めてですね、十分、住民の皆さんの意見を聞きながら、協議調整していきたいと思います。

方向性としては、段階的にやるということも、まだ、視野に入れながら、やっていく可能性もあるんでね、その段階の協議は、もう少し先ということで、ご理解いただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 全町的に1校のことは、まだ、先としても、その三土校区、三河校区ですね、この中学校の関係は、もう、そこに話が来ているわけなので、その点で、選択肢として、教育委員会は、上津しかないという方向で、全てのことに説明をされていますけれど、今、既に、土万の子供さん、もういるわけですけど、中学校が地元に存在するということで、学校として、残せる方向はないのか。このことについては、検討して、住民に、情報提供としてはされていますか。全く、それについては、なしですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まず一つ、三土中学校を単独で残せないかという話ですけども、これについては、先ほど来、ご説明しておりますとおり、今、なぜ、三土中学校が、閉校を協議する経緯に至ったかと。

これは、今までの学校、子供たちの活動を全体から見てですね、非常に十分ではないと。やっぱり、もっともっと改善してやらなければならないと、こういう観点から、こういう話が出てきておると。そういうことであるならば、三河地区だけの子供を、一つの学校に、これは、やっぱり、そういう考えには、私は至りません。

また、佐用町の中学校の適正化の計画も出しておりますけれども、現時点では、一番近い、そして、南光地域という、その学校に通わせたいと。そのように考えて、保護者等に

お話をしていると、そういう状況でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 保護者の方に対しては、具体的な説明がされているかと思うんですが、地域の方には、それこそ、1 回きりで、説明がない状態なんです、その点は、どうなっていますか。説明をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） これも特別委員会では、話しているんですけども、三土中学校、直接じゃないんですけども、三河小学校の委員会がございます。規模適正化のね。その中で、その三土中学校の状況は、その委員会のたびに話しているとともに、それから三河に関しては、集落説明会を別個に、全集落 7 集落あるんですけども、1 回ないし、2 回、3 回やっているところもございます。

だから、保護者は当然ね、三土中学校の保護者と、それから、関連する三河小学校の保護者を集めた説明会は、4 回やってます。で、自治会長会もやっています。ただ、全員じゃございません。

だから、今、宍粟市との事務協議のやっている中で、今度は、住民説明会レベル、こういうことを、これから、やっていく必要があるかなということで進めておりますが、これまでは、特に、一番関係する三土中学校の保護者、まず、そこで閉校協議をさせていただきたいということで、そこで専念、ずっと年末から、この 3 月、4 月までかかっていたんでね、あまり、その保護者ばかりというわけに、当然、いきません。

だから今後、今、事務協議をしている中では、そういう説明を、土万側、それから三河側、そういうことを、全部の住民を対象にですね、そういう説明会をしていく、理解を得る会議をしていくということをやっているという協議をしております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 三河の関係になりますが、その小学校の小委員会ですか、そこで話をしている。集落にも説明をしていると言われたんですが、その説明は、私も集落の説明会に行きましたけれど、三土中学校の関係については、そういう詳しい説明はありませんでしたよ。実際ね。

で、それで説明はしたと。それで事足りるということで、終わってもらったら困るんですけど、住民は、理解されているんですかね。私も住民の一人ですけど。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 教育課長。

教育課長（坂本博美君） 当然ね、三河の集落の説明会は、地域から要望があって行ったんですけれども、中心はね、三河小学校の、今、規模適正化に関する状況報告が中心でした。その間に、状況はね、三土中学校の状況も、ずっと毎日変わっているわけじゃないんでね、月に2、3回、会議を持つたびに、保護者との説明会を持つたびに、状況が変わってきたんですけれども、そういう、まあ言うたら、今の地元説明に入る前の、保護者との説明会の状況の一部を知らせる程度に終わったんですけれども、主はですね、その当然、三河地域の三河小学校の規模適正化の説明が主でした。

ただ、その中でも分かっている状況は、三土中学校の状況も説明したということと、それから、あわせて保護者の説明会ね、は、特に小学校の6年生とか、それから中学校の1年生、適正化が閉校に、直接協議、影響する保護者の方は、特に、その6年生だけとか、1年生だけの保護者というような別に協議もさせていただいております。

だから、全校区の住民の方に説明するのは、まさにこれからになるんですけども、一番、今のところ、最も関係すると思われる保護者の方等には、一応の今の状況は、逐次説明させていただいていると思っています。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、残り5分です。はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） 三土中学校の統廃合が目前に迫る中で、住民の方が、本当に心から、その学校の閉校を喜べるような事態ではないということですね。

で、学校の統合で、学校区域が広がると、登下校の問題もありますし、防犯や安全上の問題も具体的に出てきます。

そういった点とか、それから、地域の核として、そのコミュニティとか、そういう関係について、積極的な提案とか、それから、第一に、子供が少なくなっているから、学校を集めていくという、そういうのが基本になっています。数字の上で、子供の人数を少ないところを統合させて増やしていくんだと、これではね、聞いていて、住民の人も聞かれて、町の将来、明るい展望があるのかなということでは、とても残念に思うんじゃないでしょうか。

町の、私は、聞きたいんですけど、学校の統廃合が、ここの町、佐用町に住んでいて、ほんまに、子育てしたいなとか、そういうふうな形で展望のあるものにつながるのかどうか、そういうふうなことについては、町の責任者としては、どんなふうを考えておられますか。最後に聞かせてください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、学校統合ね、住民の皆さんが喜んでいただく、喜べることではないということとはね、これは、もう言うまでもないことです。

しかし、現実として、この今、これだけの少子化になっている。これは、佐用町だけではない。日本の国の社会全体がですね、こういう状態の中で、子供たちの教育、子育てをどうしていかということ、皆で考えているわけです。その時代の中で、やっぱり考えざるを得ないということでもあります。

早、確かに、学校の存在というのは、地域にとっても大きなものがありますけれども、まず、この教育として、じゃあ、どういう、やっぱり役割、また、学校としてですね、どういう学校にしていくのかと。教育をしていくのかということを考えながら、そこで、後、できることを、じゃあ、地域として、じゃあ、後、何をしていくのかという、一度に全てのことがですね、同じように、同じレベルでね、問題解決ができることは、これは、なかなか難しいわけです。これは、ある意味では、優先順位をつけながら考えていかざるを得ないというのが現実ではないかなと思います。

で、既にですね、子供たち、三土中学校の今、問題で、土万側、小学校の子供たちが、既に1年生が全部、山崎側、山西中学校へ行ったということですが、この三河の子供、生徒でもですね、部活動ができないからということで、ほかの上津中学校、また、他町の上郡の中学校、そういうところへも選択して行かれているという現実ですね。

いろんな、たくさんの住民の声を生かして、聞いてというふうに、当然、言われますし、ただ、いろんな声の中にはですね、そういうふうに、早く、その子供たちに、もっと、多くのたくさんの子供たちが、いろんなことができる、また、経験のできるですね、学校をつくってくれと、そういう状況にしてくれという、大きな声もあるしますし、現実、それができない中で、単独で、そういう選択をされて、子供が、そういう状況に置かれているというところもあるわけです。

ですから、これをですね、全て解決して、じゃあ、子供たちが増えて、学校統合をするような、こういう協議をしなくてもすむような状況になることが、一番いいわけですが、じゃあ、それをですね、じゃあ、町の責任者として、そういうふうに早くしろと、なぜ、できないかと言われても、私は、それは努力はしている、当然ね。皆、いろんな形で努力はしていきますけれども、今のすぐの問題として、状況の中でね、これを変えることは、誰だって、これは、できないと思います。

今ある現実を、きちっと見ながら、どれが一番いい選択なのかを考えざるを得ないというのは、これは、この教育問題だけではないんですけれども、教育の問題においても、そのことを早くしてあげないと、今、大きくなっている子供、現実、今、成長している子供たちというのは、今しかないわけですから、やはり、それは、適切な、やっぱり私達が判断をする責任があるというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、時間が終わりました。

これで、平岡きぬゑ君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食のために休憩したいと思いますますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。

午後1時から再開いたしますので、よろしくお願いします。

午前11時57分 休憩

午後01時00分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続いて、1番、石堂 基君の発言を許可いたします。

1 番（石堂 基君） 1 番議席、石堂です。

私は、今回 2 点の質問をさせていただきます。

子育て支援制度、主には、任意接種、任意の予防接種の充実を求めてと、それから、森林活性化事業への取り組みについて、まず、この場では 1 点目の子育て支援制度の充実を求めて質問をさせていただきます。

平成 24 年 3 月、厚生省の予防接種部会で B 型肝炎や小児用肺炎球菌、みずぼうそう、おたふくかぜなど、6 種類のワクチンが定期接種の第 1 類として分類されました。

これに伴い、全国の自治体においては、子育て支援政策の一環として、任意接種に対する助成制度の充実が進められています。

また、佐用町においても、要綱の整備拡大、適用拡大を行い支援が進められていますが、さらなる支援政策の充実を求めて、次の項目について伺います。

1 番、上記の任意予防接種ワクチンについて、新たな助成対象は検討されていますか。

2 番、近年流行が顕著化している風疹に対する検討は、行われていますか。

3 番、子供たちの健全な成長を、もっと応援するための取り組みは考えていますか。

なお、2 点目の風疹の予防接種に関しては、本議会開催中、補正予算等の提出、あるいは、それに関連しての説明等で、相当、いろんな情報を聞いております。重複する部分、それから、先ほど、午前中の笹田議員の質問の中にも重複する回答があったかと思うので、なるべく重複する部分については、割愛をして、答弁いただいたら、効率的な時間運営ができるかなと思いますので、よろしくお願いします。

以上、この場での質問とします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、子育て支援制度、任意予防接種の充実を求めてということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1 番目の、この任意接種ワクチンについて、新たな助成対象は検討をしているのかとのご質問でございますが、平成 24 年 3 月、厚生労働省が、6 種類の任意接種ワクチンを定期接種化すると発表をしましたが、B 型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、みずぼうそう、おたふくかぜ、ヒトパピローマウイルスの 6 種類のワクチンのうち、平成 25 年 4 月 1 日からヒブ、また、小児用肺炎球菌、ヒトパピローマウイルスのワクチンが定期予防接種の A 類疾病として分類をされました。これに伴い定期予防接種として、これから住民へは接種の勧奨を行っております。

他のワクチンにつきましては、いつ定期予防接種化されるのかは決まっておりますが、今も任意予防接種として行われており、現段階では助成についての予定はございませんが、子育て支援の一環として任意予防接種に対する助成についても、必要なものについて、郡医師会と協議をし、実施するかどうかも含めて検討をしていきたいと考えております。

次に 2 番目の風疹についてのご質問でございますが、これにつきましては、先ほどのお話のように、笹田議員なり、先に、いろいろと町で取り組んでいる風疹予防接種、ワクチンの予防接種につきましては、回答させていただいたとおりでございます。

既に、県下でも、県が助成をする中で、全県下で、実施をされていきますので、この実施に向けてですね、しっかりと、これが効果的な接種ができるように、実施ができるようにですね、医師会とも協力しながら、医師会のご協力をいただきながらですね、進めてま

いりたいと考えております。

次に、3番目の子供たちの健全な成長を、もっと応援するための取り組みについてのご質問でございますが、佐用町の未来を担う子供たちのために、子育て支援の総合窓口として開設をいたしました、さよう子育て支援センターの活動内容によりまして、答弁とさせていただきますと思いますが、子育て支援センターでは、現在、各4地域、旧町4地域に子育て支援センターのママプラザ事業がありまして、両親インストラクター4名、アシスタント4名を配置し、近年、児童虐待や育児放棄など、親の育児への不安や無関心などによる事件がある中、また、近所とのつながりの希薄化、少子化、多世代同居の減少により、子育て世代の親が社会から孤立化しないように、子育て中の保護者の相談、親同士が学べる場の設定、子育てサークルへの支援など、子育てする者同士がともに励まし合い、成長できる活動を目指して活動を行っております。

平成24年度は、年間で延べ9,678人の参加があり、相談件数も延べ463人の方からのご相談を受けておりました。そして、ママプラザの行事や活動を通して、親子、また、親同士、子ども同士のふれあいやコミュニケーションが図られ、親子の円滑な関係を築くことができ、特にママプラザと小学生・中学生とのふれあい交流会を通して命の大切さを学ぶ学習も実施しているところでございます。

今後は、特に父親の子育てへの参加を呼びかけるとともに、三世代交流、4地域の交流推進を図り、現在参加されていない方も、もっと参加しやすい活動環境をつくるように、取り組みを行っていききたいと思います。

さらに、子育てを援助するための、ファミリーサポート事業を推進をしたいと思っております。この事業は、平成22年度から開始し、日常で子育て中の子供を預けたい場合は、おねがい会員とまかせて会員、また、両方会員を登録していただき、子育て中の人や働く方の家庭を地域で支える相互援助の事業として展開をしております。平成24年度末で、お願い会員が40名、まかせて会員11名、両方会員9名となり、平成24年度80件の利用があり、今後、子育てをさらにサポートしていただける会員を増やしていきたいと考えております。

また、昨年度から家庭療育支援講座を開設をいたしました。この講座は、2歳から小学校入学前の保護者の方を対象に、発達の気になる子供をもつ保護者が、子供の姿をよく知り、家庭での関わり方を学ぶ事業として取り組んでおります。題して、ほめて育てるための教室でございます。平成24年度は、6回の講座を開設して、11名の方が継続受講をされております。

次に、町のホームページに参加し、子育てに係る情報を一元的に管理し、必要とする人が素早く、情報を得ることができる子育てサイト、さよっこネットを平成23年度末に開設をし、平成24年度より情報をいち早く、発信できる環境を整えました。今後も引き続き継続してまいります。

最後に、国では、消費税を主財源とした、平成27年度4月施行予定の、子ども・子育て支援制度により、子ども・子育ての支援のしくみが大きく変わろうといたしております。これは、平成24年8月に成立した、子ども・子育て関連3法に基づく制度で、平成25年度に国に設置される、子ども・子育て会議で具体的な検討を進めることとなっております。佐用町におきましても、平成27年4月施行までの準備を、教育、保育、子育て支援の関係者の方としっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対して、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君）

はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） はい、議長。

私、いつも不幸で、質問順が悪いのか、町長なり副長が、あまり機嫌よろしくない時間帯に、いつも質問順が回ってきますので、何とか、この私の時間だけは、穏やかに、さらに効果的な議論ができるようにやりたいと思っておりますので、ご協力、よろしくお願いします。

さて、1 点目の予防接種の任意接種の関係なんですけども、ちょっと 2 番目の風疹の関係からなんですけど、先ごろ、補正予算で出た内容、詳しくは、その要綱の改正案なんかも、まだ、手元にないので、詳細が分からないんですが、例えば、近々であれば、本日の神戸新聞に相生市等の助成対象が出ています。さかのぼれば、朝来であるとか、兵庫県下の市町村のが、いくらか出ているんですけれども、これ、私、見て思っていたんですけれども、ある程度、対象というのか、助成内容が違うんですよ。

で、何が違うというのが、はっきりよく分からなくて、じゃあ本町で予定されている、その要綱の改正いうんか、対象が妥当なものなのかという観点からお伺いしたいんですけれども、本町の場合、説明では、23 歳から 46 歳というふうな、年齢的なところのくくりがあるわけなんですけれども、まず、この根拠ですね。年齢的な。

で、当然のことながら、さかのぼれば、そのMRワクチンが、過去に、接種されていた沿革なんかも関連してくるのかなと思うので、そのあたりの旧町、旧 4 町ですね、ここの、その接種実態、昭和の年代だと思うんです。昭和、もしくは平成の年代だと思うんですけれども、そのあたりの何年まで定期接種で行われていて、接種率が、どれぐらいなんやということの数字も含めて、説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼します。この風疹につきましては、今回、兵庫県のほうで、緊急事業としまして、年齢のほうで、まず提案されました。

そして、関係市町においても、その年齢と事業の内容を見まして、各市町が、それぞれ対象年齢等、対象者等を決定をして、それぞれ要綱で、各地域の方にお知らせをしているという状況でございます。

で、この風疹のワクチンの接種状況なんですけど、なぜ、佐用町の場合は、年齢を平成 2 年ですので、概ね 23 歳、23 歳から 50 歳という形で、今回、まず女性の方をさせていただくかといいますと、過去の接種例を見ますと、この 23 歳を超されている方については、幼児期に個別接種を 1 回しか経験がないと。接種としては、法定接種として 1 回。それは幼児期です。

それから、25 歳以上から 34 歳までの方は、中学生の時、中学生の時に個別接種 1 回。

で、今、申し上げました、23 歳から 34 歳の方は、男女、その時は、既に接種をやっておりましたが、34 歳を超される方につきましては、この時も中学校の集団接種だったんですが、この時は、女性だけの対象ということで、集団接種で 1 回のみということが、今までに行われてきた予防接種でございました。

ただし、51 歳以上の方は、当時、ありませんでしたので、男女問わず、接種としてはされて、法定の接種としてはされておられません。

そういった中で、23 歳以上を、まず、女性の方は、50 歳までの方を佐用町としては、挙げさせてもらいました。

その次に、実は、昨年まで、この風疹の予防接種につきましては、1期、2期、3期、4期と申し上げまして、1期、2期は、従来どおり行っておるわけなんです。3期、4期の方については、予防接種を受けておられない方がいらっしゃると思いますので、その対策事業として、昨年まで、24年度まで、2回目の接種を、特に、例えば、高校3年生の方、お願いしますよということで、個別で通知を差し上げまして、3期、4期の方をご依頼をしておったんですが、まだ、その通知の中でも予防接種、風疹の予防接種を、実は、されていない方が、まだ、いらっしゃいます。

そういったことで、今回の提案の、私どもの予防接種の中では、23歳までの方、19歳以上、23歳までの方、4期の方については、再度、個別で個人の方に通知を申し上げまして、接種依頼を申し上げます。もう、これは個別通知でございます。

非常に年齢的にもお若い方、これから、女性として適齢期を迎えられるということで、そういう形で、予防接種、徹底したいということで、今回の年齢制限をさせていただきます。以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） ということは、国のほうが、接種中止をした 1993 年、要は、平成 5 年。それから、再開する 2005 年、平成 17 年。要は、この間の接種が行われてない方については、漏れなく個別の通知がいくということで、理解してよろしいわけですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 対象者に対して通知を出す方は、19 歳から 23 歳の方でございます。

23 歳以上の方は、対象者として 23 歳以上、接種時に 50 歳になられる女性の方が、当然、風疹にかかってない方、元へ、風疹にかかっておられる方は、よろしいので、風疹の予防接種を受けておられない方。また、心配な方。それから、その配偶者の方。女性の配偶者の方。元へ、この方、妊婦です。妊婦の方の配偶者の方。そして、妊婦のご家族の方を対象にしたいと思っています。

ただし、その対象者、配偶者、または、ご家族の方については、年齢制限は、ございません。ご家族の方につきましては、51 歳の方も、当然、いらっしゃるかと思いますので、そういった方も、予防接種の対象者として、利用はできますということの提案でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） すいません。再度、お尋ねしますけども、平成 5 年ぐらいに、1 回、その定期接種というのが、その前は、その MR じゃなしに、おたふくかぜも含めた MMR だったと思うんですけども、平成 5 年、1993 年にこれ、国のほうでは、接種中止になっ

てますよね。

で、その後、再開される 2005 年までの間というのんの空白のところですよ。これ、空白じゃないのかな。この間の人の、その要は、麻疹、風疹に対する予防接種というのは、違う形で、何か、行われているということなん。

と言うのが、漏れなく接種がされてない方についてはというのは、19 歳以上の方と言われたんで、多分、その 93 年以降に生まれた方で、2005 年までの方というのは、19 歳未満の方だと思うんで、そこは、どういう対応になっているんですかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

健康福祉課長（森下 守君） その年代の方が、14 歳から 19 歳になられる方になるんじゃないかなというふうに思うんですが、その方につきましては、幼児期に 1 回と中学校 1 年生の時に個別接種、合計 2 回をされてるかと思います。

当時、今、言われました中止になったのが、当時MMRということで、新三混ということで、非常にこう、やり始めた時に、僕も、ちょうど福祉課におったかと思うんですけど、ちょうど問題になりまして、もう数年後には、副反応が、副作用が多い過ぎるということで、すぐ中止になったような経緯がございました。

その後、大きく変わしまして、個別接種が始まり、そして乳幼児と高校 3 年生の個別接種と、時代によって、次々変わってきたという経緯は、確かにございます。

最終的に、今は、乳幼児期、要するに子供さんの時に 2 回の接種ということで、今、MR でやっているという状況でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 分かりました。

でね、これ、いろいろ、そういう制度的な沿革も含めて、私も見て、ただその、該当者になった場合ね、どうなんやと言った時に、なかなか、その各個人の方というのは、自分が、小さい子供を持っている方というのは関心が高いかなと思うんですけども、そうじゃない場合、相当、広報でPRしないと行きつかないんじゃないかなと思うんです。

で、念のために、私、例えば、私とこですけれども、30 歳前後の子供がいます。改めて、母子手帳を出して見たんです。なら、麻疹とあるけども、風疹とないと。さて、これは、どっちなんやと。当時、行われていたのは、三混だったはずやから、これは風疹も含んだものかどうか。多分、1 期だから麻疹だけだと思うんですけども、やはり、そういうね、混乱、それから、やっぱり積極的に、任意であるけども、予防接種を進めていただきたい立場から、そういう啓発をね、十分にやっていただきたいなというふうに思っているんです。

まあ、それは要望として聞いていただいたらいいし、実態、多分、分からないと思うんですよ。

なかなか、そういう、もう今さらですけれども、我が子の 30 になった息子の母子手帳見る機会もないし、ましてや、その 30 になった子供というのは、自分の母子手帳など見たこともないだろうし、そういうことが広報に掲載されておっても、多分、外部から言わ

れないと、で、例えば、妊娠を控えているご家族があればね、やっぱり、そこは注意深く
なるかなと思うんですけれども、ともすると、やっぱりちょっと、少し、情報やりすぎ
てもいいぐらいかなとは思って、まあ、任意接種なんで、なかなかね、強制的にはいかな
いとは思いますが、そのあたりの広報を、十分に行っていただきたいなというふう
な1点だけお願いをしておきます。

で、後ですね、そういう、その実際には、ほんまは日本国民全員が、風疹の予防接種を
すれば一番問題ないんですけども、なかなか、そうはいかないと。

で、当然のことながら、近々の状況からすれば、自治体の助成のみでなく、大きな企業
では、企業で強制的、強制的とは言いませんけども、企業で予防接種をさせている企業も、
だいぶ出てきてますよね。

その観点から考えて、助成対象を、もう少し緩やかに広げていくというような考え方と
いうのは、町長、これないですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔石堂君「拡大するということです」と呼ぶ〕

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 助成対象というのは、今、実際に、もう受けてないという年代の子
については、個別でもね、通知をして、できるだけ本当に、皆に受けていただくというこ
とですし、それから、ほかの、これ、全員が対象なんでしょう。女性は。男性も含めてで
すか。女性だけ。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） すいません。ちょっと、問い方がまずかったんで。

何が言いたいかというと、例えば、その既に、幼児期に、予防接種を受けている私らで
も、結局、この間に、そういう風疹とかはしかの人とかかわらないと、抗体が、もうほと
んど半減、もしくはゼロに近くなるという可能性というのあるんですよ。

で、当然、接種を希望される方は、抗体検査やって、必要があればするというふうな実
態だと思うんです。

で、要は、感染症ですから、私ら、ここにいる全員にも、当然、加害者になり得る場合
があるわけですよ。誰かからもらって、それを家族で移してしまうとという。要は、だ
から、皆が加害者にならないために、被害者守るのが、一番大事な目的なんですけれど、
皆が、加害者にならないために、少なくとも町内では、少しでも、その予防接種の枠を広
げて、どこにいるか分からないけども、小さい子供の、そういう被害者が出るのを防ぐと
いう、そういうふうな姿勢というのは、今現在、示されているのは、やっぱり県が示して
いる、ある程度の線引きの中での助成。補助ですよ。それをもう少し。

例えば、金額を、自己負担を少なくする政策。あるいは、その一般でも希望があれば、
1,000 円でも 2,000 円でも補助をして任意接種を広げていく、そういうふうな考え方とい

うのは、ないですかという質問です。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 答弁願います。

町長（庵逄典章君） これ、本当に目に見えないものであり、どこまでの、この効果ですね。実際に、例えば、その佐用町だけがね、全員やったとしても、周辺、いろんな人と交流が、今の時代している中で、本当に、こういう問題は、国なり県ぐらいな、大きな、やっぱり皆で、全員で取り組まないと、本当の効果というのは生まれてこないような感じもするんですけども、ただ、風疹で、私なんかも自分のことを考えて、自分の息子なりが風疹になったかどうかというのは、ああ、なったなというのは、記憶はあるんですね。

そういう、一旦、予防接種も以前にする、ワクチンをする時代もあったわけですね。ですから、そのね、効果というのが、今、言われるように、私は、風疹なんて、1回なったら、もうこれは抗体ができて、それはもう感染しないんだというようには思うんですけども、そこは、医学的に違うんだと、何年か経てば、その抗体がなくなるんだということであればね、これは、本当に、全員、今、以前に、ワクチン接種した人や、風疹にかかった人も、実際しなきゃいけないということになりますし、そのへんが、その判断をですね、やはりきちっと、専門的な観点から指示していただかないと、なかなか、こちらで、じゃあ、広げてやったらいいんだということだけには、なかなか難しいなという感じはします。

それから、いっぺんなった人に対して、何回でもしてもいいものなのでしょうか。そこがね、そのワクチンの害というのはないのかなという、そこも分かりませんし、なかなか、私の、すぐに、その判断ではですね、それは、できるだけ効果のあることにしなきゃいけないという、その意味は、意図はですね、それはよく分かります。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 前提問題として、私も、当然のことながら専門家ではありません。見たり、聞いたり、読んだりして、それらをかいつまんで、悩んでいるところなんです。

ただ、抗体価というのは、確かに変動するというふうには書いてあります。で、それが感染することによって免疫、要は、抗体ができて、大丈夫だといって、感染しなければ、その既に接種しているワクチンの抗体価、値ですね、が下がるというふうにも書いてありますので、そのあたり、当然、専門家との相談なりを、今後進めていただいて、さらに検討する余地があるのであれば、前向きな検討をお願いしたいなというふうに思います。

確かに、予防接種にしても何でもそうですけれども、注射の数は少ないほうが、これはいいんで、痛さの問題じゃなしに、やっぱり医療事故なんかのことも考えれば、当然のことながら少ないほうがいいんで、それにこしたことはありません。

で、その観点から、ちょっと次なんですけども、1項目のほうの、要はその、6種類の定期接種のほうに分類されたワクチンの中で、今現在、結局、みずぼうそうと、おたふくが、漏れているわけですね。で、これについても、なぜ、実施時期が国のほうで明確に示されていないかというところは、私も実は、だいぶ調べたんですけど、分からないんです。

ただまあ、私、今回、挙げさせてもらったんは、少なくとも、町内の、その医療関係者

の方にお話を伺って、やっぱり、その佐用町としては、これに対する、任意接種というのの助成、補助は、必要よと。実際には、そのみずぼうそう、水痘なり、それからおたふくで、それぞれの病気というんですか、発症する先天性の水痘症候群であるとか、耳下腺炎ですね、これらになるケースというのは、本当にまれなんだけど、やっぱり、そこは未然に防ぐことができるんだから、これも何とか、佐用町の予防接種の要綱に加えることが必要よというふうな、アドバイスなり意見をいただいたんです。

だから、それらも含めてですね、実際、国が、もう既に、6種類の中には入れているけども、まだ、実施時期を明確にしてないというところだけなんですけども、これもぜひね、当然、医療機関なんかとの関係者と協議して検討するというふうに、先ほど、答弁いただいたんですけどね、積極的に取り組んでいただきたいなと思うんです。

で、当然、予防接種というのは、なるべく、さっき言ったように、接種回数を少なくして、混合でやればいいことなんで、これらも含めてのMMR Vだったかな、ちょっと正式には忘れちゃったけれども、混合ワクチンもありますので、それらですれば、当然のことながら1回で済むわけですから、何とかこれをね、今後、ちょっと積極的に検討していただきたいんですけど、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私も、今、石堂議員がね、疑問に思われるというの、私も、本当に疑問に思うんですね。国が、こういう種類の任意ワクチンを定期接種するということを行いながらね、なぜ、この2種類だけはしないのか。

その混合で、一気にできるんだったら、それを非常に確実にですね、また、医師の医療費も少なく済むんですね。

で、私なんかも、自分の子供育てた時に、みずぼうそうなんか特に、もう後、顔なんか弱い子は、大きな跡が残ったりしてですね、そういうこともあるから、任意で病院へ行って、受けたという記憶はあるんですけども、ですから、ただ、その混合、混合ということをね、簡単、一番いいんですけども、例えば、6種類をいっぺんに、本当に体の中にね、注射、入れて、何ら、異常がない、問題がないのかというのね。そういうこともあるし、なぜ、この2種類が外されている理由ですね。そこに、やはり、そういう医学的な、生理的な面で、問題があるということであればね、なかなか、じゃあ、町だけがやりましょう。それで、混合でやってくださいということ頼むこともできないし、医師会、それは、当然、先生自体が、それもされないと思いますけども、そのへん、当然、担当課のほうもですね、十分に、そのへんの要望をですね、指導をですね、受けた中で、取り組んでいくべきだと思います。

で、できるんでしたらね、何ら問題がなくて、本当に効果があるんだったら、私は、一緒に、6種類混合でですね、もうきちっと、子供のために接種していくという、これは、そうやるべきだというふうには思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

1 番（石堂 基君） 失礼しました。ちょっと、私の発言いうんか、誘導の仕方がまずかったんですけども、さっき言った、この分類された6種類一緒には、ワクチンできません。当然、接種対象の年齢とかが違いますので。

混合でというのは、その例えば、みずぼうそう、水痘なんかは、風疹とかはしかとか、接種対象の年齢が一緒なんで、ひつつけるんは、そっちのほうで、ご承知のとおり、子宮頸がんなんかの年齢層とは、明らかに違いますので、それは、混合ではできません。

いずれにしても、そこを混ぜ合わせるんは、お医者さんに、医薬品会社に任せて、とにかく、その必要なことというんか、安全で、なおかつ、その子供たちの健全な育成を願うための、そのこういうふうな予防接種、任意事業で、任意接種ではありますけどね、国のほうが認めた実施時期は明確でない、だめなことではないと、僕は思うんです。ただ、やるにこしたことはないんですけども、どういうふうな形でというのは、それぞれの今の段階では、自治体任せになっているようです。

当然のことながら、このみずぼうそうとか、おたふくなんかも含めた、混合ワクチンで接種している自治体、任意で接種する、それを助成している自治体も数多くあります。だから、なんとかね。

で、以前も、これ言ったと思うんですけども、やっぱり費用効果は大きいと思うんですよ。医療費の抑制につながるし、実際には、その対象者も、本当に少子化の中で少ない人数なんで、財政負担というのは、そんなには大きなものじゃないと思うんです。

今回の、その風疹にしても、総額、今回、出ている補正予算の範囲ですかね。470 名を対象にしたとしても、だから、本当にわずかな金額で、子供らが安全に育っていけるということを保護者なり地域の方々に安心を与える意味でもね、こういうふうなことも積極的に取り組んでいただきたいと思うんです。

で、あつかましく、もう 1 点。この助成対象を、要綱のほうのね、いろいろと対象を広げていって、今、拡大している最中だと思うんですけども、この時に、その自己負担ですね、当然のことながら、今、自己負担が、今、要ります。できうればね、これも、物によれば、全額無料化。これをね、ぜひ検討してほしいんです。これは、やっぱり、小学校、中学校なんかの医療費の無料化と連動する部分があると思うんですよ。

任意だから、一定の線引きが行政として必要なのかも分かりませんが、やっぱり、これも医療の分なんですよね。抑制する部分で言えば。となれば、県なり国なり、随伴で、どうしても自己負担取らないかんのやという制度じゃないんであればね、ぜひ、全額町負担で予防接種が任意で受けれるような、そういうふうな考え方もね、ぜひ含めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この、ちょっと私も、あまり詳しくないんで、また、よく担当者のほうからも聞きたいと思うんですけども、この任意で、こういう 6 種類、今、国が勧奨している、子供たちの、この予防接種については、ほとんど無料化しているんじゃないかな。法定は、当然、無料やわね。これは。

〔石堂君「当然、そうです」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） この今の 6 種類についての任意、これは、まだ、法定にはなってないやね。

〔石堂君「なってない」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 当然ね。

〔石堂君「はい」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） はい。

ですから、その中でね、子供たちの、この、そういうことで必要、これも任意であったとしても、そういう効果があり、必要だということで、医療でやっているんですから、この点はね、ほんまに、今、石堂議員お話のように、やっぱり子供たちの、将来、これを皆が、きちっと受けていただく、将来にわたっての大きなプラスになるということで、なるわけなんで、これは、そういう方向で考えていく、いけばいい、子供たちの医療についてはね、やっぱり、将来の投資みたいところが、安全を確保するということになっていくんで、そういう方向では、考えていきたいと思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） そしたら、都合のいい、町長の答弁だけかいつまんで要約すると、みずぼうそう、おたふくについては、積極的に考えていきたいと。

その場合には、なるべく自己負担がないように、やるのであれば、そういう方向で考えたいと。

さらに言えば、今回の風疹の予防接種についても、対象は大人であるが、なるべく自己負担を軽減したいと、そこまでは言ってないですか。言ってないですね。はい、分かりました。

いずれにしてもね、本当に、貴重な取り組みというんですか、積極的な姿勢を見せるとこだと思うので、本当に、今後の取り組みを期待して、この部分については、終わります。

ぜひ、みずぼうそう、おたふく、これについて、積極的な検討を行っていただいて、絶対的な理由がない限りね、ぜひ、取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

森林活性化事業への取り組み状況について。先の一般質問で、森林事業への取り組みを強化するとした見解が示され、防災や環境面を前提とした森林整備やエネルギー資源としての林産事業に大きく期待をしています。

そこで次の項目について伺います。

1 点目として、本年度における具体的な取り組みは、どのように行われていますか。

2 点目、エネルギー資源としての流通見通しは、少しでも明らかになってきましたか。

3 点目、優良な産地となるべく、作業者や素材業者の育成を検討してはどうですか。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員からのご質問2点目の森林活性化事業への取り組み状況についてのご質問に対して、お答えをさせていただきます。

まず、最初に、本年度における具体的な取り組みは行われているかのご質問でございますが、先の3月定例議会での一般質問において答弁させていただきましたとおり、防災や森林環境整備、また、森林山主への還元という基本的な考え方にに基づき、新たに奥海及び皆田の2地区、276ヘクタールで森林施業計画を認定をして、本年度においては、44ヘクタール、約3,200立米の搬出間伐及びそれに伴う森林作業道の整備を行う計画をしております。

この2地区においては、来年度以降も継続的に同等以上の面積の施業を計画しており、併せて、新たな地区での森林経営計画の策定を森林組合と町とが一緒でなっており積極的に推進をし、事業量の拡大による活性化を図ってまいりたいと考えております。さらに、機関造林を計画的かつ継続的に行うことで、森林組合の経営の安定化も図れたらというふうに考えているところでございます。

次に、エネルギー資源としての流通見込みは明らかになってきたのかのご質問でございますが、先の3月定例議会の一般質問の際にお答えをさせていただいたことから、大きな進展はございませんが、継続して情報収集と素材の流通に関する研究を進めているところでございます。

現在、このエネルギー資源としての活用について、今、県森連、県森林組合連合会においてですね、事業者との協議が進められておりまして、基本的な安定供給に関する取り決めがですね、一応、整ったということは聞いております。

ただ、中身につきましては、これから協議をする、プロジェクトを作って、その協議を行うというふうに、そういう段階であるというふうに聞いております。

まあ、これを踏まえてですね、その結果を踏まえて、今後、森林組合と連携をして、この間伐施業、また、森林の資源の活用に向けて事業化できるものは、事業化をしていく、そういう取り組みをしていきたいというふうに考えております。

次に、今、優良な産地となるべく、作業員や素材業者の育成を検討してはどうかのご質問ですが、これについても先の一般質問でお答えをさせていただいたとおり、現在の事業量で、なかなか新しい作業、また、職員を採用するというのが難しい状況でございます。ただ、先ほど申しました、現在、新たな森林資源の活用で、素材の供給等の事業が、今後、安定的にですね、展開ができるという見通しが立てばですね、そういう安定供給ができる、また、体制をつくらなければなりませんので、作業従事者の確保とか、機材導入、そういうことを進めていかなければならないというふうに考えております。それは、現在の、いろいろと進めております計画の進捗状況に合わせて、その時期を見ながら、実施していきたい。検討、そういうふうに考えております。

以上、このご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 状況的には、前回質問させていただいた3月と、あまりこう状況が変わっていないということです。

1点、3月の段階では、その森林経営計画ですね、これについては、24年度の実績が非常に悪かって、何とか、25年度、これの経営計画の樹立というものを積極的に進めないとということで、それについては、その行政のほうの林務、担当ではないんですけども、そ

こと協力させてというふうに言われてましたけれども、これ、具体的には、じゃあ、森林組合だけではなしに、ある程度、農林振興と、その行政のほうの林務係というのが、一応、担当しているようにはなっているんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今、お答えをさせていただいたとおりですね、そういう全体、町域全体における森林整備計画、団地化の計画をしていかなきゃいけないということで、それについては、森林組合と町の林務係が一緒になって、これをつくっていくように、その検討会を、協議を、検討会を持ってですね、協議するよにということで、今、進めております。

それに合わせてですね、当然、もう早、既に 25 年度、この年度も事業やっていかなきゃいけませんので、先行して、先ほど、この皆田と奥海、この 2 地区ですね、276 ヘクタール、これの計画、施業計画を作って、それを認定をして、もう既に、25 年度から、この部分については、もうスタートをさせているということでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） まあ、一方で、従来の形に徐々に戻っていくというんですか、新しい森林経営計画に対する取り組みも充足されてきているということなんですけれども、じゃあ、少し視点を変えて、エネルギー資源としての、この森林の活性化ですね、これについて、少し、お話が聞けたらなと思うんですが、今回、与えられたというんですか、その 3 月の時にも、お話の基点としましたけれども、日本海水への安定的な供給ということで、で、3 月の時に、町長も、ちらっとこう言われてましたけれども、兵庫県下で、もう 1 施設、木質のボイラーというのんが、電力会社系列でというふうに言われたと思うんですけれども、まだ、公式には発表になってないことだと思うんですが、確かに、県のほうには打診があって、どうも話が進んでいるようですね。

で、その規模が 6 メガということで、規模的には、日本海水でやられる分の発電量は 3 分の 1 ですが、一応、その新たな電力会社系統のやつは、実質、未利用材で原料を確保するというようなことも、ちょっと聞いてますので、それから言えば、兵庫県内、この近隣での、その需要というのは、非常に伸びてくるじゃないかなというふうに思っているんです。

で、まあ、さらに言えば、つい近々ですが、その鳥取のほうでも、新たに、この大きな木質のボイラーの計画が上がりました。で、これ規模は、6 点何ぼだったかな、6 かぐらいだったと思うんですが、多分、町長、お分かりだと思うんですが、この周辺地域の状況を、今、考えた時に、当然、岡山の銘建であるとか、それから津山の大成製紙なんかの、あそこらも、5 メガとかの規模だったと思うんですが、これだけの規模のものが、この近隣にできている。そこに、いずれにしても、そのチップを供給しなければいけないわけですよ。そうした時に、この佐用町の、今のこの立地ですよ。これは、3 月にも、お話をさせていただいて、少しは共鳴いただいたかなと思うんですが、非常に、僕は、優れた場所だと思うんですよ。

やっぱり瀬戸内海から考えて、どうしても、その内海側というのは、当然のことながら、人工林率は低くて、雑木にしても、本当に限られたもので、材積も少ないです。

で、中部から北部に関しては、それなりに、佐用町なんかが立地するところですけども、これだけ人工林もある程度あり、雑木もあると。

ただ、これが、また、逆に北部に行けば、今、言ったように、その鳥取にできる規模のものであるとか、鳥取には、もう既に、100 メガを超えるような王子製紙の発電所もありますので、材料を、この近くで供給するということを各施設が考えた時に、必ず、そこに、ここが供給しますというふうな流通には、僕は、ならないと思うんですね。

佐用町のものがあっちへ行ったり、北但のものが、こっちへ来たりというような流通経路になってくるとは思うんですけども、いずれにしても、この佐用で、そういうふうな材料を、エネルギー源を送り出せるんやという体制を、早くつくり出さないといけないんじゃないかなと思っているんです。

ともすると、その森林活性化事業ということで、このディスカッションの中では、森林組合を中心にした、森林施業が中心で、今まで来ていると思うんですけども、ちょっと、視点を変えていただいて、そのエネルギー資源としてのね、やっぱり森林整備、森林の利用という観点からね、町長は、3月の時にも、若干、お伺いしたと思うんですけども、こうした今の状況ですね。佐用町を取り巻く、これを、どういうふうに今、分析をされているのか、再度、お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今の森林の状況を取り巻く環境はですね、非常に変わってきたと。これは、これまで、なかなか、森林資源をですね、活用、需要が少ないということで、価格が下がってくる。ただ、今回、エネルギーというものに再び、この今、森林資源というものが脚光を浴びてきたということです。

で、今、石堂議員お話のように、佐用町というのは、森林面積が町の 80 パーセントぐらいが、もう森林面積であり、人工林、前からの自然林含めてですね、全て、これが資源として、燃料であればね、エネルギー源としては、もう全てがエネルギー源となるものがあります。

ただまあ、その事業として行うためにはですね、やはりその、この採算が取れる事業としていかないと、持続できないわけでありまして、今回、そういう、あちこちでですね、この木質バイオマス発電所というものが、事業が、計画をされているということは、この需要が非常に高まっているということですから、これは、やはり市場原理に基づいてですね、その取引価格、供給価格もですね、それなりにやっぱり、上昇してくるだろうと。ということは、採算の合う価格になってくることを、当然、前提として、これから進めていかなきゃいけないということです。

ただ、このエネルギーとして、これから、持続的に事業者もですね、この事業を行っていくためには、売電価格というのが、一応、決められておりますから、だから、なかなか今の段階でね、いくらが、そのいくらでも足りないから値段が、素材の価格を上げていくというわけにはいかない。このへんが今、森林組合、県森連と事業者との間でですね、実際に腹を割って、どちらが、より有利になるというのではなくって、お互いにやっぱり、事業を継続し、また、しかも、その事業を継続するためには、採算も合わなきゃいけない。そして、供給する側も、それをきちっとですね、安定して供給できなきゃいけない。その

線は、ことができるかどうかというのを、今、非常に細かくですね、詰められているところです。

ですから、今後、ただ、燃料ということになりますから、どうしたって、やっぱり一番いいのは、建築素材、いい材料は、そういう高く製品として売れるものに回していかなくちゃいけませんから、全てを燃料に回すわけじゃないんで、B材、C材というですね、端材のようなものを、どれだけ、それを供給できるかということで、その量がですね、非常に大きいので、先ほど、県下でも2施設が、今、計画されているというの、これは、兵庫県としてですね、但馬のほうに1カ所、そして、この西播磨に1カ所、だいたいまあ、これぐらいで、県の課としてはですね、それは、いくらでもつくっていくということはね、これは、素材の供給と、今の森林資源からみても無理だろうと言われてます。

ただ、県がそうですから、今、鳥取のほうもね、ありますし、岡山のほうにもあります。ですから、そのへんがですね、今回、日本海水が計画されているのも、県内で5万トン、県外なりほかから5万トン。それから、建築廃材とか輸入材、パームヤシなんかの殻、そういうものを10万トン、16メガの、今回の計画で、約20万トンの年間木材が必要ということですのでね、そのうちの5万トンという数量に、今、なってますけどね。

そういうことが、ある程度、当然、骨格が決まれば、町として、事業化をしていく、具体的なね、やっぱり計画、それは、できるだけ早くね、迅速に進めたいと思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 当然のことながら、以前からずっと、結局は、その流通価格というのか、最終的には、山から幾らで出てくるんやというのが一番みそになるんですけども、先般、5月の4日の神戸新聞の社説なんですけども、これ社説全部を切り取ってじゃなしに、実例として聞いていただきたいんですが、これ、篠山のほうの木の駅というプロジェクト、まあこれ、民間のNPOがやっているやつで、昨日、金谷さんが質問をされた時に発表されていた高知県なんかの取り組み、これも同じ系列だったと思うんです。

でね、ここの実例として、始まったばかりなのかも分かりませんが、実際には、篠山市内で伐採した木々を、軽トラック1台分、350キロですね、積載量。運べば、2,000円の地域通貨として交換ができると。で、その搬入された材料は、集まった木やまきやペレットなどのストーブ燃料。それから製紙用のチップとして活用されると。

で、僕が言いたいのは、ここの結局、軽四1杯2,000円。この金額ですね。で、これが実際には、まだ、規模は小さいですけども、動いていると。

で、ここの篠山の実例が始まる前に、このNPOが取り組むきっかけとなったのが、2009年ぐらいから始まっている、この木の駅事業というやつなんですけども、元々は、多分、岐阜だったと思うんですけども、で、それが広まって、昨日、紹介されたいのの、高知の取り組みなんかも、その一例です。

で、全国各地で、こういうふうな、要は、その地域のやつを、こういうふうな形で、流通、小さい規模でもいいから、させていこうというのが、実際には、もう成り立っているということなんです。で、みそは、軽四1杯2,000円。で、トン当たりになると、6,000円ですよ。6,000円。要は、6,000円持って、素材業者となって、チップ工場へ持って行ったら何とかやっていける。これは、たまたま、地域通貨にして、地域に還元していつて流通さそうという制度なんですけども、それは、ちょっと別として、実際に、3月の時にもお話したように、やっぱり国の試算としたら、売電単価を32円。それから、24円。

少し按分して振り分けていますけども、一応、試算ベースとしたら、チップ工場に入る前の値段として 7,350 円。僕、資料提示して説明したと思うんですけども、ぐらいを、やっぱり想定されているんですよね。で、実際には、じゃあ、発電者が、1 万 2,000 円、トン当たりですけども、1 万 2,000 円で買うという、やっぱりこれで、ある程度、動きかけていると思うんですよね。

で、それからすると、実際に、作業される方が、あるいは、森林組合が、この佐用町で実例を言えば、チップ工場の、そのライフオスに持って行って、トン当たり 8,000 円でやっていけるんかということなんですけども、やっぱり過去の実例からすると、その素材が出回っていた、そのシイタケの原木の残りであるとかということで、やっぱり持ち込んでいた方にしたら、8,000 円でも、まあまあやっていけると。もうけは出るというふうに言われてましたからね。

で、僕、その大きな範囲での事業化というのは、一度には無理だと思うんで、まず、大きい取り組みと、小さい取り組みが、こういうものは必要だと思うんですね。

だから、普通に、例えば、農家なり、仕事を退職されているような方が、少し、自分とこの山へ行ったりとか、隣近所の山を整理するんに雑木切って、それを持ち込んで、その価格が、7,000 円、8,000 円だったら、僕はいけるんじゃないかなと思うんですよね。

だから、そうした時に、こういうようなものが、少し蓄積されて、また、原料として出て行くというふうな、何か、そういうふうなことを、ずっとイメージしているんです。

一方では、やっぱりその、森林組合なりが、トータルリーダーとなって、もう少し、事業規模の大きいもの。例えば、自分とこの組合としての施業間伐なんかのやつを、どういうふうな形で、業者を使って搬出して入れてというふうに、そういう二つの取り組みというのが必要になってくる。

いずれにしても、今まで、あまり町内で、その経験のない林内作業、林内作業ですね、ここらあたりの、やっぱりその作業者というものを、少しでも、増やしていく必要が、今、あるんじゃないかなというふうに思っているんです。

だから、本当に、今、県森連が、県と共同して、実際には、みどり公社なんかも加わっていると思うんですけども、その流通、日本海水とのやり取りの結果で、流通単価が出て、こういうふうなんで、じゃあ、佐用の森林組合さんどうですか。宍粟の森林組合さんどうですかというふうな打診がある前にね、少し、その町も独自の形でやっていく方向というものを、検討し始めても、僕は、いいんじゃないかなというふうに思っているんです。

それを、ただ単な思いつきじゃなしにね、やっぱり僕は、この佐用というのは、非常に優れた立地条件に、今、恵まれていると思うんですよね。いろんな意味で。

一つは、近郊の発電所というのが、非常に大きなものができているというのが一つですし、それと言ったように、そのやっぱり、今の佐用町内の、やっぱ山林の状態、人工林、雑木というようなものの割合。それから、ネックはね、確かに、その搬出する経路、災害でもって、大きく作業道、林道が荒らされているというのがあるんですけども、でも、実際には、そこには、たくさんのエネルギー源がね残っているわけですから、これを何とかね、有効的に活用する手立てを、町が何か、やり始めていただきたいなというふうに思っています。

で、これについては、既に、3 月でも重々、同じような話をさせてもらっているんですけども、ぜひこのね、森林組合、従来の森林組合という施業の目的、施業事業の目的というんじゃないしにね、どちらかと言えば、町全体の林業活性化のね、起爆剤になるような形で、森林組合を軸にして、当然それには、今、林務の体制も加わっているというふうに説明されましたんで、そこと共同してね、その森林作業、あるいは、そうした方々の、その機械化を進めるための支援手立て、そういうようなものを、何とか、この 1 年の間に

考えて実施していただきたいなと思うんですけども、再度、伺いますけど、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、あと3分でありますので、お願いします。

町長（庵逄典章君） 今、石堂議員からもお話いただいた、その、私、方向は、同じような方向で考えております。

森林組合で、だけでね、一つの大きな事業として取り組むことと同時に、もう一つは、以前から、こういう、それぞれの山主、山を施業されている方もいらっしゃいます。

佐用町の農業のようにね、林業において、個人個人が、本当に1日に、その軽トラ1杯ずつでもこう、持って来てもらおうと、こういうことも、集めることもね、これも一つの大量、量を確保していくための方策だと思いますし、ただ、もう一つ、何度も言いますけども、今、5万トンというね、数字が、県内で出てます。じゃあ、これを西播磨なり、この近辺のところで、だいたい、どれぐらいの量を、逆に責任を持たなきゃいけないか。これは、例えば、佐用町の森林組合が、佐用町域で2万トンなら2万トンを受け持つということになればですね、現在の森林施業している中から生まれてくる、その間伐だけでは、当然、足りません。

新しい事業として、このエネルギーとして供給できる、こういう仕組み、また、組織も作っていかなくちゃいけない。これについては、先ほど、1年以内と言われますけれども、まあ本当に、これが、もう早くね、平成27年の1月から日本海水は、もう電力運転を始めるというようなことを、もう計画としては言われております。そうなれば、町としても、それに合わせた供給を、これ協力しないとできませんので、町だけで、ほんなら契約するとかね、町だけで、単独でというわけには、なかなか、とても間に合いません。

この西播磨の地域の組合、森林組合同士がですね、県森連を中心にした形で、調整をして、それに組み込んでいきたいということで、新しい、その森林施業、森林事業としてね、取り組めたらというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 今朝の神戸新聞で、町長が、昨日お話されている内容だけ、再度、読ませていただきます。

産業の中でも農林業の振興は、防災にも通じる課題。若者が、この分野に参入しやすい仕組みづくりを考えたい。課題は、山積しているが、時期を逸せずに、今こそ、力を尽くす。このとおりです。

議長（西岡 正君） 時間になりました。

1 番（石堂 基君） 終わります。

議長（西岡 正君） 石堂 基君の発言は終わりました。

続いて、16 番、鍋島裕文君の発言を許可いたします。

〔16 番 鍋島裕文君 登壇〕

16 番（鍋島裕文君） 失礼します。16 番、日本共産党の鍋島です。

私は、まず、水害裁判の判決を、町長は、どう考えられるのかについて、質問いたします。

2009 年台風 9 号豪雨災害で、避難中の町民 5 人が死亡したのは、佐用町の不適切な避難勧告が原因として、遺族 9 人が町に損害賠償を求めた裁判は、4 月 24 日に請求棄却判決があり、その後、原告の控訴断念で、裁判は終結しました。

判決は、国家賠償法の損害賠償を求める原告の請求は棄却され、確定したわけですが、これは、損害賠償の法的な過失責任は認められないというものであり、町長には、何の責任もなかったとか、町長として非難を受けるような内容は、一切なかったというものではありません。むしろ、判決が厳しく指摘している内容を、町長は真摯に受け止め、反省を実行していくことが、このような悲劇を二度と繰り返されないためには、不可欠であります。

災害後、町行政は、災害検証委員会の指摘を受け、地域防災計画を見直し、避難勧告の発令基準の遵守から、空振りを恐れない発令などの改善を行ってきたのは事実であります。しかし、判決が厳しく指摘した内容に対し、町長はどのように考え、真剣に反省されるかどうか、厳しく問われていると思います。

そこで、次の点について伺います。

第 1 点目として、判決は、請求棄却判決ですが、町長の見解を、まず、伺います。

第 2 点目、判決書は、その 108 ページで、町長の警戒心の欠如を指摘しています。町長の見解はどうか。

第 3 点目、判決書 124 ページは、町長が午後 7 時 58 分に本郷集落に避難勧告を発令したとすれば、死亡という結果を回避できた云々となっています。町長の見解はどうか。

第 4 点目、判決書 66 ページは、町長は、河川水位が避難勧告発令の判断基準とされていることを認識していなかったと指摘しています。町長の見解はどうか。

第 5 点目、町長は、議会では、避難勧告の遅れについて、判断遅かった。お詫びするしかないと発言し、裁判の被告尋問では、判断に間違いなかったと正反対の発言をされています。以前、議会で、この質問をしたところ、裁判中であり、答弁できないとのことでした。裁判が終結した今、明快な見解を伺います。

第 6 点目、賠償責任はないとの判決だが、町長としての責任を、どう考えられるのか。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） はい、それでは、鍋島議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

水害裁判の判決を、どう考えるかということで、いろいろと度々のご質問をいただき、その都度、私も、答弁をさせていただいたところではありますが、この度、裁判が、終結をしたという中でですね、その考えに、まず、改めてですね、ご質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきたいと思います。

この度の、この裁判にあたりましては、災害で亡くなられたご遺族の方から、国家賠償法に基づく損害賠償請求、訴訟という形での裁判でありまして、3 年近くにかけて、神戸

裁判所姫路支部において、審理が行われ、このたび、4月に、司法判断がなされ、その判決内容は、町には、国家賠償法に基づく損害賠償責任はないという判決でございました。こうして、そういう形で裁判が終結をえたわけでありすけれども、この3年にも及ぶ、長い間ですね、原告でありますご遺族の方々のご心労は、大変なものであったというふうに、まず、お察し申し上げたいと思います。

また、町民と町が司法の場で争う、このような事態になったことは、私自身、大きな責任を感じ、大変心を痛めてまいりました。

このような、つらい、お互いにつらい裁判が、長い時間はかかりましたけれども、こうして終わったことについては、これは、よかったというふうに率直に思っております。

その判決の内容を、どう考えるかということでありすけれども、当然、この司法の場で、審理をいただいた判決であります。その判決につきましては、十分、しっかりと真摯に受け止め、その判決の内容にかかわらずですね、今後におきまして、引き続いて、復興と防災力の強化、また、減災に、全力を尽くしていかなければならないというふうに思っております。

次に、2点目の判決書108ページということで、私の、町長の警戒心の欠けていたことについてであります。これにつきましては、検証委員会の報告書においても、過去の経験を重視をし、慣例的に判断をし、そのことが警戒心に欠けていた旨を指摘されておりますし、このことについては、私自身も認めて、何度も反省もし、お詫びも申し上げてきたところであります。

ただ、この裁判官からの指摘について、この判決書についてはですね、裁判官の最後の判決文の中でですね、この裁判の評価という中で、警戒心が欠けていたとされたのは、あくまでも災害後の検証委員会等で検証した結果のことであり、当時は、最大限の努力をし、災害対応を行っていたものであり、判決書に基づいて、判決書の125ページから126ページでも書かれておりますように、より早い避難勧告、垂直避難の避難勧告、災害が発生することを予見することは、著しく困難であったという評価をされているところであります。

次に、3点目の判決書124ページ、午後7時58分に本郷集落に対し、避難勧告を発令していたとすればについてであります。この判決文についてもですね、被災者や、また、原告、遺族の方々の心情を察ししてという裁判官の言葉で書かれておきまして、その判決書では、仮にその時間に避難勧告を発令していればという仮説ということで書かれております。判決書の125ページでは、集中豪雨当時の限定され、現地点から見れば断片的に過ぎなかったというべき情報しかない中で、より早期ないし垂直避難の避難勧告を発令する判断に至ることは不可能であるとはいえないとしても、著しく困難であったといわなければならないというふうに書かれております。

次に、判決書の66ページの河川水位が避難勧告発令の判断基準とされていることを認識していなかったというご質問ですが、このことにつきましては、裁判官の判決の中に書かれているんですけれども、準備書面や尋問におきまして、避難勧告の発令は、避難判断水位のみで避難勧告を発令するのではなく、総合的に判断し発令することや、幕山川の避難勧告の判断基準は、水位による基準はないこと、また、町長として各種計画等を全て把握することは不可能であり、例えば、避難判断水位があることは知っていても、水位周知河川の避難判断水位が何メートルかまでは把握していなかったため、担当者から報告を受け判断することなどを答えたことを、判決文に認識していなかったと記載されたものと思われしますが、準備書面や尋問において、お答えをさせていただいているとおり、担当者から避難判断水位の報告を受け認識をしていたことは事実であります。

次に、議会発言と尋問での証言について、どちらが真意かということでありますが、災害後において、後からいろんなデータや状況を確認していく中で、結果的に議会では、

遺族の方々の心情もお察し申し上げ、そのような発言もさせていただきました。

第 53 回の平成 24 年 12 月定例議会でもお答えしましたように、議会での発言は、災害後に分かってきた被災された方々の状況から、避難される中でお亡くなりになった方々がいたということに対する道義的責任から、当然、発言したものであり、今でもその気持ちは変わっておりません。

また、尋問で、午後 9 時 20 分に発令した避難勧告の発令自体は正しかったと思いますかという問いに対しましては、これまで経験した災害とは、想定していなかったような危険な状況の中で、全町の状況は、分かりませんでした。全町域に対して、避難勧告を発令したことは、やむを得ない判断であり、正しかったと思うということを証言したものであり、今でも、あの状況下での、9 時 20 分の避難勧告、全町に対する避難勧告につきましては、やむを得ない判断であったというふうに思っております。

これは、尋問された原告側の弁護士の方からのご質問で、9 時 20 分の避難勧告は、正しいと思いますかという質問でありました。ですから、私は、9 時 20 分が遅かったとか、早かったとかということではなくてですね、9 時 20 分に、まだ、全町という形ですから、三日月地域などは、志文川は、まだ、そういう水位にも達しておりませんでしたし、千種川本流も、そういう水位に達しておりませんでした。そういう状況も分からない中で、全町に対して、避難勧告を出したことにつきましては、やむを得ない判断であり、正しかったというふうに、証言をしたところであります。

最後に、私の責任をどう考えるかということですが、想像をはるかに超える大災害でございましたが、町民の皆様の生命と財産を守る責任のある立場の私といたしまして、多くの尊い命を失ったことに、町長として、強く道義的責任を感じ、これまでも、幾度もおわびを申し上げてきたところであります。

平成 21 年度以降、様々な防災、減災対策に努めておりますが、最初にも申し上げましたように、引き続き復興と防災力の強化、減災に全力を尽くし、住民の方が安全で安心して生活できるようにすることが、今後における私に求められる責任であると認識をいたしております。

今でも全地域に的確な避難勧告が発令できるのかと問われれば、短時間に広大な町域の状況をすべて把握し、その判断をすることは、非常に困難であろうかと思います。住民自ら、また、地域で避難の判断ができるように、今、防災訓練や防災マップづくり、研修会、自主防災組織の再編成など、自助、また、共助による地域防災力の向上も推進していただいておりますが、そういう全町挙げての防災に、今後とも取り組むために、努力をしてまいりたいと、そのことが、私の使命であり、責任であるというふうに認識をいたしております。

以上この場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 答弁ありがとうございました。

じゃあ、再質問させていただきます。

判決が出たね、過去の問題を、なぜ、議会が取り上げるのかというように疑問をお持ちの方がいるかもしれませんが、まあ、この質問はね、悲劇を二度と繰り返さないためには、過去の失敗に封印するのではなく、正面から向き合う姿勢をね持ち続けることが必要と考えるからであります。

私は、4月24日の判決後の町長の言動にね違和感を感じています。それは、判決後の新聞談話や議会の報告は、判決にかかわらず、復興と防災、減災に全力を挙げる。つまり、裁判は勝って終わったが、これにかかわらず復興・防災に全力を挙げるということで、災害後、町長は、公式に発言していた、今も何度もお詫びしていたと言われますけれども、私の判断ミスであり、心からお詫びするとか、道義的責任は免れないなどのね、コメントが、この間、皆無なんですね。これが、この間の町長の言動でありました。

もちろんね、誰でも、自分の落ち度に触れたくないというのは、これ当たり前です。嫌なものです。しかし、この問題はね、一個人の問題ではなく、町長として、町民の命預かる町長の立場からしてね、やはり、事実は事実として、これは教訓として学んでいく。このように、正面から向き合う、このことが基本的には必要であろうというふうに思うんです。

その立場から再質問させていただきます。

今の答弁の中ではね、何度も道義的責任や、そういったことは、お詫びしてきたというふうに言われるんですけども、じゃあ、確認しますけども、今回の判決はね、当然、この死亡に基づく過失に対してね、因果関係が認められない。こういう判決なんですね。つまり、因果関係というのは、遅れた避難勧告であれば、それを聞いた人は、全員死ななければ、因果関係というのは、証明できない。法理的、科学的にはね。一般にいう因果関係とは違うわけですから。

しかし、この判決の中で、るると書いてあるようにね、相関関係というのは、もう認めておるんですよ。何らかの関係がある。つまり、4時47分に水防司令2号が発令されたけども、災害対策本部は、明るいうちにつくらなかったとか、先ほどの7時58分の問題にしてもね、避難判断水位超えたのに、避難勧告しなかったというような指摘が、検証委員会でもされておるんです。

それで、まず、その避難判断、7時58分の避難勧告の問題ですけども、これ、ちょっと確認したいのは、確かに、今回の裁判ではね、幕山は、その水位がなかったとか、そういう総合的にね、これは判断すべきものだとかいうことで、避難勧告を発令しなかったということに対して、何ら、その責任がないというふうに、答弁が聞こえたんですけども、しかし、実際問題は、この7時58分に佐用川の水位が超えたという状況ではね、本当に町長が、このマニュアルを知っておられたんだったら、やはりこれは、佐用地域にはね、避難勧告すべきだった。残念ながら、この役場周辺のね、マリア幼稚園の前の石坪さんとか、栄町の中野さんとか、いろんな犠牲が出ておられます。これは、因果関係があるとは言いませんよ。

しかし、やっぱり、相関関係ということから言えばね、そういった点での、やはり、町長は、責任を感じる必要があるんじゃないかというふうに思うんです。この点は、どのように感じられるのか。

それから、先ほどの警戒心や何やらは、判決ではね、その遺族の心情を鑑みとか、いろんなことを町長言われるけども、しかし、指摘しているのは、事実なんですね。

それから、もう1点の避難判断水位を認識してなかったから、河川の水位が避難発令の基準になっているということを認識していなかったということについてね、知っていたと言われるんですけども、検証委員会でも指摘しておるんだけど、9時前の川原町の避難勧告や、9時過ぎてからの新町の避難勧告についてはね、これは、避難判断水位が云々じゃなくて、町民から言われたから勧告を出したという、検証委員会認めておるんですね。だからこれは、知ってたということではないというふうな、状況証拠になっておるんだけど、再度、確認します。

この河川の水位が、避難判断発令の基準になっていたということは、あのような検証委

員会や判決があるけども、町長は知っていたということ、この点では、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、こうして、長い審理がされてですね、そういう、いろいろな、お互いに状況を、きちっと証言をしたり、また、準備書面で申し立てしたり、また、指摘をされたり、そういうものを裁判官のほうで、十分審理をいただいて、こういう判決が出ておりますのでね、この裁判の判決の内容について、また、今から、いろいろとお互い、この評価違うとか、この件が違うんだというようなね、議論を、ここで、なかなか、申し上げていくのはね、また、それも、私は、全体として、この判決を受け止めて、こういうことが、二度と起きないように、これからも、さらに、こういう教訓として、これまでも、判決だけではなくて、検証委員会等でも指摘されたり、また、いろいろと十分改善すべきことについて取り組んでおりますし、これからも取り組んでいくということ、このことが、私は、大事だと思います。

当然、町長のね、じゃあ、責任を知ってる、知ってないというようなことで、もし、これが、今後の裁判として、途中であればね、そういう話も必要なんでしょうけども、ここで、改めて、そういうことを、私のほうにね、いろいろとご質問していただく、その意図というのはね、私は、これを反省して、さらにつなげていくんだと、こういうことのないようにするために、鍋島議員は、その話を、こういう質問をするんだということですけども、それは、私は、事については、真摯に受け止めてやっておりますのでね、一つ一つ、この問題は、どうなんだということについての、この尋問をですね、に答えるという形は、いかがかなというふうに、私は、思いますけれども。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、この段階で、やりあってもしょうがないんだけど、これまで、今まで、議会でやってきていてね、議会でやってきていて、白黒つけようということやってきた、議会での議論なんですね。正反対発言、云々についてはね。

まあ、何が言いたいかわいたら、最初言うたように、違和感を感じていると、判決後の町長の対応がね。それで、町長は、本当に、この判決の趣旨ね、そういった責任というのを、考えておられるのかということを、確認したいというのが趣旨なんです。

それでは、確認します。いいですか。

町長は、自分の判断ミスで、そういった事態を招いたと。おわびし、道義的責任を感じているというのを、災害後言われてきて、そのことが、判決後言われてないという問題についてはね、その気持ちは、間違いなく、今もそうなんだということを、はっきり確認できるかという1点と。

2点目には、この判決の後ね、神戸新聞なんかでも社説を出しておるんですわ。で、それで、何が問題があったかというたらね、これ、今後の大事な教訓にしなきゃいけないのは、経験に頼った判断や思い込みは、対応の遅れにつながるという点を神戸新聞の社説、4月25日付ですね、出しているんです。これは、さすがだなと思って、私も読んだんですけども、この神戸新聞の指摘も、私は、正しく思うんだけど、町長は、これを、どのように感じられるか、この2点を確認いたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私が、当然、その当時の状況として、後からこれは、検証なり、いろいろと、その時の状況を整理した中で、いわゆる過去の経験によって判断をしたとか、警戒心が、それに対して予見するだけの警戒心が足らなかったとか、そういうことで、こういう大きな災害になった、全ての要因というのは、そうじゃないです。そればかりではないというふうには思いますけども、そういうことに対して、道義的責任を申し上げましたし、そういう判断が遅れたことについてのお詫びを、皆さんにも申し上げたところでです。

で、その気持ちは、当然、変わりませんし、ただ、そのことも裁判の判決の中ですね、十分、裁判官も指摘をいただいております。それは、こういう、そういう警戒心が欠如していたことについては、避難は、免れないと。ただ、当時の状況をした時にですね、なかなか、それだけの判断をすることは、非常に困難な状況であったと言わざるを得ないと。そういう状況の中で、起きた災害であったということを、裁判官としてですね、裁判所として評価、最終で、総合評価されております。

ですから、私がね、裁判があった後の記者会見等の言葉で、鍋島議員は、非常に違和感があるんだと言われます。私は、裁判の内容にかかわらずというのは、このことはですね、私自身は、通常の民事の裁判であれば、裁判に、例えば、勝ったと。勝ったということで、勝った、喜んで、ニコニコしたら、できるものだと思います。裁判ですから。

しかし、事実、これだけの多くの方が亡くなって、その方々の心情を察し、そうした、こういうつらい裁判をしてきた中でですね、その裁判において、原告の主張が認められず、全て却下されてしまったと。町にとっては、これは勝訴になったわけですが、でも、そのことを、私は、どちら言うことはない。職員にも言いました。

ですから、町が勝ったとかという問題ではないと。ただ、裁判所として、いろいろな指摘も受けながら、いろんな反省、総合的な、この判断を受けたわけですから、このことを、さらに真摯に受け止めて、今後の対策に、十分、皆、心してやっていかなきゃいけないんだということを申し上げたんで、何ら、何が違和感があるのか。何が足りないのか。私には、分かりません。

それから、神戸新聞にですね、当然、過去の経験に基づいて判断することは、非常に危険だと。これは、その災害、ああいう事態が起きた後に、検証の中から生まれてきた話であり、このことは、何も神戸新聞の社説で言われるまでもなくですね、検証委員会でも、私自身も、そう思いますし、何も、神戸新聞が、わざわざ、そういうこと社説で挙げたから、初めて、そのことが指摘されたような、そういう社説に対する評価というのは、私は、おかしいんじゃないかなと思います。それは、当然のことです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 何か、こっちが質問しておる。悪いみたいな感じに聞こえるんだけどね。私は、違和感を感じたと言っておるんですよ。

つまり、あれだけのね、事態を招いて、対応の遅れというのは、もうこの議会でもね、再三、指摘し、町長も認めたという内容についてね、やはり、その点では、明白なことなんですね。

だから、当然、判決の後にも、私の判断ミスは、これは、心に刻んで、今後やるという

ふうなことはね、当然、一言あってしかるべきというのが、私の、今までの経過からした思いなんです。

そういうことからしたら、違和感があるなというふうに思った。

それで、何度も、町長は、本当に責任感じてますかということを、この場で確認しました。町長は、責任を感じているというふうに言われたんでね、その点は、ここで確認しておきます。

それから、何もこれ、神戸新聞に怒って、町長が言われることじゃないんですよ。この経験に頼った云々というのは、もちろん、災害検証委員会から、何から、この議会でもね、再三議論してきて、内容なんですね。だから、町長は、神戸新聞に指摘されるまでもないというふうなことではねるんじゃないくて、こういった指摘も、確かにあるという点でね、やっぱり謙虚に受け止められるべきだと。これは、同年代の私から言ったら、カチンと怒られるかも分かんけども、やっぱり、事の事態のね、大きさから言ったら、あれを、きちっと反省すべきだというふうに思いますので、この点では、よろしく願いしたい。そうしなければ、やっぱり、あの災害が二度と繰り返されないためにも、何だったのかということになるわけでね、やはり、そういった点での反省を、よろしく願いしたいと思います。

答弁よろしいですか。なかったら、次の質問に入ります。

続いて、西はりま天文台公園の現状について伺い、世界一の公開天文台として、地元の町として、より充実を求める必要性について、質問いたします。

平成 24 年 4 月から、西はりま天文台公園は、それまでの C S R 施設と呼ばれる勤労者のための施設としていた兵庫県産業労働部の所管から県立大学へ移管され、今年 4 月から同大学は、公立大学法人という地方独立行政法人となりました。このことが、地域に根ざした天文台として、その役割を果たしてきた同天文台に、どのような変化が起こっているのか、また、起こりうるかについて伺います。

第 1 点目、大学に移管された平成 24 年度から、それまでとは違う変化は出ているのか。来園者数などではどうなっているのか。

第 2 点目、公開天文台としてと入り組まれてきた各種の生涯学習事業は、どのようになっているかについて、5 項目について、伺います。この答弁は、前もって言うておきますけど、時間の関係上、変化が起こっている事業について、簡潔に答弁をよろしく願いしたいと思います。変化がなければ、変化なしでよろしいです。

①項目として、天体観望会実施状況はどうか。

②項目として、友の会の会員数の変化と例会開催状況はどうか。また、月間広報誌である宇宙NOWの発行状況はどうか。

③項目として、最大イベントである 2007 年 8 月には 3,800 人の方が参加されたスターダスト、これは実施されるのか。

第④項目として、学校教員対象の夏休み実習講座や学校への出前観望会の実施状況はどうか。

第⑤項目として、好評であったキラキラチャンネルの映像作成と佐用チャンネル放映は再開すべきではないか。

第 3 点目として、星空の町・佐用として、まちづくりを進める地元の町長として、公開天文台としての役割が、充分発揮されるよう取り組むべきではないか。町長の見解を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君）

はい、それでは、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ご質問の中で、時間の関係で、変化がなければ、変化がないだけで、いいんだというお話なんですけども、西はりま天文台公園の現状につきましては、天文台、天体観測の実施状況については、県立大学になったとしてもですね、これまでどおり、それで実施を行っております。

友の会の会員についても、若干、これは減っている部分もありますけども、会員の活動は、定期的にずっと、継続して行われておりますし、宇宙NOWの発行についても、発行をいたしております。

また、スターダスト、これは8月の11日、12日ぐらいに行っているんですけども、継続して、スターダスト、このイベントも行っており、今年も行う予定であります。

それから、教員対象の夏休み実習講座や学校の出前観望会、これについては、それぞれ、夏休みを前にですね、小学校で小型望遠鏡の使い方などと夏の星のお話や、中学校では、天文のお話などの講座を実施しております。また、地元佐用高校で、今年1月から新たに、宇宙の調べ方、宇宙を調べるということとか、また、私たちと宇宙と太陽観察のテーマで講演や観測会などを、毎月実施するなど、学校の天文活動支援事業を引き続き行っております。

また、キラキラチャンネルでありますけれども、この番組につきましては、天文台の運営体制の関係で、キラキラチャンネルは、23年12月号で終了をしておりますけれども、天文の話題やイベント情報は、これまで同様、インターネットや佐用チャンネルを利用して提供してまいりたいと考えます。

また、佐用町として、星空の町という、以前からの天文台のある町として、この公開天文台の生かし方。役割を十分発揮できるようにすべきだということでのご質問であります。が、当然、これまでも、この西はりま天文台、世界一の公開天文台としては、大きな天体望遠鏡を有するということを柱にですね、自然の美しいまちづくり、こういう豊かな資源の象徴といえる星空観測などをですね、天体観測事業などを実施しながら、県内、また、県外からも、たくさんの方に来ていただき、佐用町のまちのPR、また、イメージを高めていきたいなというふうに考えております。

ただまあ、県立大学の科学コミュニケーションの現地訓練の場としてですね、大学教育の中で有効活用するというのが、今後、このたびの大学への移管で生まれてきております。そういうことを、逆にですね、大学教育という観点からですね、さらに学生なりですね、若い人たち、また、外へ出て行って、先ほど言いました、高校とか、そういうところへですね、学校の天文学の活動の支援というような形をですね、取っていただいて、今までとは違った、やっぱり天文台の生かした、この活動をしていただければということで、また、伊藤センター長ともですね、よく話をしていきたいなと、そういう工夫をしていたきたいということをお願いをしていきたいと思っております。

それが、現在の西はりま天文台公園の現状でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） はい、再質問させていただきます。

この西はりま天文台公園、今の報告ではね、24年度から大学の所管、大学の施設という

ことになったけども、いわゆる生涯学習、公開、普及の分野ですね、この分での現状としてはね、大きな変化はないというふうにお聞きしました。

ただ、なぜ、この質問をしたかといいますとね、今、町長も、チラッと言われたんだが、大学の施設ということになってね、どうしても、研究というのは、大学、重要な側面なんですね。で、それで、あの公開天文台は、教育研究と、それから、生涯学習、公開普及、こういった二つの大事な柱を持っている天文台、これが、私たちが、今まで、CSR施設としてね認識してきた天文台だし、本町の後期基本計画でもね、やっぱり、そのことは明確にね、この世界一の規模を誇る2メートル望遠鏡を有する同公園の利用促進を図るとともに、星空観測に適した環境を維持するよう、本町の取り組みを行うと、当施設の研究員の連携のもと、学校教育や生涯学習の場など、あらゆる機会で、天文知識の普及、環境教育を推進しますという、まちづくりの大事なね施設となっているという点から、これが、研究に偏重していくようなことになってはね、つまり、生涯学習分野が縮小、廃止されるようになっては、あの持ち味がね、地元の町民から見たら、大変残念なことだというふうを考えられます。

そういった点で、今、答弁されたけども、この二つの役割りの点から、研究に偏重されて、そういう公開普及、生涯学習の分野が縮小されるような方向に出てきた時に、町長としては、どのようにされるのか。その点を、まず、基本的な点で、お伺いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います・

町長（庵逄典章君） これまでの西はりま天文台公園の運営、目的ですね、そういうものが、大学に移管された中で、大きく変わればですね、それは、また、県の、前の労政福祉課においてもですね、移管はされましたけども、県の大学局のほうにもですね、まだまだ、いろいろと、ちゃんと話を通してほしいということもお願いをしておりますから、県にも、申し入れをさせていただきたいと思います。

ただ、今の状況はですね、そのことは、移管される中で、十分にお話をさせていただいて、西はりま天文台公園の良さ、これまで活動してきた良さと、また、その持つ性格ですね、これは、何とか、継承して欲しいということで、現在の、天文台センター長もですね、それについては、よく理解を、私は、させていただいていると思っております。

ですから、今のところ、そういうことをね、すぐに申し入れをするような、そういう極端なことはないというので、十分、今後も、そういう意思疎通はしていきたいと思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） ぜひ、その基本姿勢でやっていただきたいと思います。

で、平成 24 年の 4 月からね、条例改正含めて、それまでの指定管理から業務委託制度になったということで、これ大学に移ったということでね、本町でも、この議会で審議したわけですけど、それについてね、あの頃に、最初行われたのは、あそこのアスレチック施設の撤去なんですね。あれが、あの大学に移管される前後で行われたということなんです。

でも、あのアスレチック施設というのは、子供たちに、かなり評判がよかったみたいで、23 年度中は、老朽化で使用禁止になっていたみたいだけれども、あれの再開を望む声が、かなりあったというように聞いています。この点については、アスレチックの撤去された以後ね、そういった声は、出てないかということと、それから、もう一つ聞きたいのは、自然学校の関係ですね、自然学校、小学校 5 年生対象の 4 泊 5 日でしたかね、あそこで、大いにされています。非常にいいことだと思うんですけども、この自然学校の取り組みで、大学に移ったことによって、そのアスレチック施設はなくなったんだけど、何か、変化が出ているのか。教職員の間から、何か、苦情や何やら出ているのか。そのあたりの 2 点について、伺いたいんですけど。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（和田 進君） アスレチックの撤去については、久しぶりに来られた子供連れの方については、なくなったことを残念がっておられる方もありました。

でも、大自然が、西はりま天文台については、大自然が売り物ですから、そういう中で、時間を過ごしていただきたらと思っています。

それと、自然学校につきましては、天文台についても、全面的に協力をしていただき、夜の観望、また、プラネタリウムの説明、そして、あそこの、雨天の日には、そのなゆた望遠鏡の説明等させていただいておりますので、対応については、何ら、大学に移管しても、今までどおり、自然学校のほうは、対応できております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 久しぶりに来られた家族連れだけじゃなくって、アンケートを実施されておりますよね。あの入園者や宿泊者に、アンケートの中に、かなりあったんじゃないんですか。そのアスレチックの再開を望む声というのは、そういう声は、アンケートにはなかったですかということと。

自然学校については、教育長にお伺いしたいんですけども、何ら変化ありませんか。24 年の大学移管以後、教職員の間から、こういう声が出ているとか、そうったことはありますか。

議長（西岡 正君） はい、そしたら、教育長、先に。

教育長（勝山 剛君） 自然学校の実施の 1 週間、ほぼ 1 週間単位でやりますので、今まで、月曜日が初日でありました。休館日等の関係で、火曜日からがあると。どうしても土曜日にかかっていくと、そういうことで不都合な面が出てきたと。

しかし、それは、学校も協力したり、また、天文台のほうとの調整の中で、進めておりますので、現時点では、そう混乱は来しておりません。

それから、今年から、今まで 4 地区でやっておりましたが、3 年ほど前から、南光、三日月が合同で、だから、3 グループということではしておりますが、天文台の好意といいますか、よりまして、佐用町の 3 グループについては、できるだけ希望の月ということと、

本年につきましては、5月、6月を中心に3地区とも終了すると。今現在、南光と三日月地域が入っておりますけれども、今週をもって終了すると、そういう現状でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、町長に伺いたいのは、一つ、アスレチックの問題についてはね、これ、アンケートなんか出ているみたいなんで、これは、ぜひ、町長は検討していただきたいということと。

それと、私も、ずっと見ていたんだけど、キラキラチャンネルね、あれは、非常にね、見ていて、天文台と町民が、身近に感じるというかね、そういう役割を、私は、果たしてきたというふうに思うんです。それがもう、佐用チャンネルの放映がなくなったと。あれは、天文台が自主制作していた番組らしいですね。

このキラキラチャンネルというのは、町民に好評なだけでなくって、全国的にもね、何か、多くのファンがあって、調べてみると、3年前の11月22日には、インターネットで無料配信されている番組紹介サイトのビデオポットキャスト部門で、全番組中7位になったという、11月22日に7位になった。1万数千件のアクセス言うてましたけども、かなり、全国的にもね、好評だったみたいです。この7位というのは、私、よう分からんけど、かなりいい位置だし、評価らしいですね。

それで、中止されたけども、町民との、そういうパイプを結ぶとか、大学になったら少し敷居が高くなったとか、いろんな声が出る中でね、あのキラキラチャンネルの再開をね、やっぱり町長、求められたらどうかというふうに思うんですね。

で、町長、どのように感じておられたのか。それから、再開をね、それこそ、伊藤教授に、センター長ですか、お話をしたらどうかと思うんですけど、このあたりは、検討できませんか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） まず、アスレチックの、ああいう遊具ですね。これが全部撤去されたということで、確かにまあ、これまでね、あそこに来て、これ外で遊ぶといっても、なかなかね、そういう時間をつぶす、特に、子供たちがですね、その2時間、3時間、外で遊んでも、遊ぶことが、なかなか見つかりにくいということで、そういう要望はあることは聞いております。

ただまあ、これも、そのへんが、確かにね、県が、この大学に移管したことの、一つの結果だったと思います。やはり、危険なもので、管理ができないと。いわば、県の立場、大学の立場での判断であったと思いますけども。

まだね、全部を撤去しなくても、修理すれば使えるものもあったかもしれません。あれだけのものを、また、全部再整備しようとすればですね、相当、100万や200万でできるものではありません。何千万もかかるものだったと思います。

ただ、先ほど、課長が言いましたようにですね、あれば、そういうことで、欲しいなという要望は、確かにあるんですけども、あれがないとして、じゃあ、どういうふうな、やっぱりあそこでね、子供たちが遊んでくれるような、また、仕掛けをしていくのか。過ごせるような、楽しく過ごせるような形にしていくのかというのは、考えていかなきゃいけないことだと思います。

町で、すぐに、アスレチックを、もう一度つくるといっても、じゃあ全て、今後、町が管理をしていかなければなりませんし、費用についても、県においては、撤去されたものをね、改めて、また、県でお願いしても、これは無理なことだと思います。

それから、キラキラチャンネルという番組、これも、どれぐらい続いたのかな。当時、黒田台長がおられて、私は、やっぱり、天文台というのはですね、設立からずっと、黒田元天文台長ですね、その力が大きかったと思います。そういう中で、ファンもあり、また、そういう新しいキラキラチャンネルなんかのね、番組の構成なんかもされていたんじゃないかと思います。

ですから、人によるところが大きいので、じゃあ、改めて、こういうチャンネルを、今度ね、今、人が変わって行って行って、同じものができるかどうか、それは、なかなか難しい、できないと思いますし、そういう話も含めてね、また、伊藤センター長ともですね、話をする機会もつくりたいなと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、ぜひ、そのあたり、センター長と、よく協議してください。そういった要望の実現、よろしくお願いします。

最後に、佐用自動車教習所の閉校は、町民に大きな影響が出ています。この問題で質問いたします。

とりわけ法律で義務づけられている 70 歳以上の高齢者の免許更新での高齢者講習は、この 4 月から町内で受講できず、町外の教習所に行かなければならなくなり、喫緊の課題となっています。そこで、次の点について、伺います。

第 1 点目、この 4 月から佐用自動車教習所で高齢者講習ができなくなっている現状を、町長はどのように考えておられるのか。

第 2 点目として、閉校自体は民間企業の問題であります。これは明白です。しかし、法で義務づけられている高齢者講習の受講に対し、行政として、便宜が図れるのであれば、やっぱり考えるべきじゃないか。つまり、多くの方が困っておられると。とりわけ、50 cc バイクの原付の免許の方なんかね、やっぱり赤穂や宍粟へ行かなきゃいけないのかというような声も聞きます。

そういった点からして、これは、何らかの手を打てるのであれば、考えるべきだと、この立場から質問いたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、最後の質問で、現在の平福にあります佐用自動車教習所の閉校に伴ってですね、特に、高齢者の講習についてできなくなって、いろいろと、その受講者、予定の方、高齢者の方からですね、何とかならないかというような声が挙がっているということ、これは、後に高木議員からのですね、ご質問にも取り上げておられますので、まず、鍋島議員にお答えさせていただきますけれども、私も、まあ、この佐用教習所が閉校になるという話はですね、3 月のいつ頃だったか、そういうこと話を聞いてですね、まだ、実際には、まだ、その従業員の方とか、全然、外には、まだ、その話がされて

ないということだったので、なかなか、実態として、どう7月以降されるのかということとは、分かりませんでした。

で、当然、若い人たち、新しく免許取られる方も、近くにないということが、それだけ非常に不便になるんですけども、この高齢者講習というのがですね、大変問題いなるなどということは、当然、私自身も認識をいたしておりまして、それで、本当に、どうされるのかということで、いろいろと、その情報を得るためにですね、人づてにお話を、今、情報収集したところです。

経営的にですね、当然、新しく免許を取得される若い人たちがいないということで、経営が成り立たない。

最初は、誰か、ほかに経営者が変わってやってくれる人がないかということで、探されたようではございますけれども、そういう、今の状況の中でね、その新しい経営される方もいらっしやらないと。

まあ、元に経営者、今の持っておられたオーナーの方がですね、お父さんが亡くなられた後、その息子さんが引き継がれた中で、こういう問題が出てきたというふうには、聞いております。

それは、それで、そういう状況の中でですね、この特に、じゃあ、この高齢者講習をどうするのかということで、これは、法的に義務づけられておりますのでね、今後、必ず、車に乗ろうと、免許更新しようとするれば、この更新を受けなければならない。そうすると、これも、どこにでも講習が受けれるのではなくって、公安委員会の認定を受けた、がある自動車教習所で講習を受けなければならないということになっておりますので、近隣のところといえば、山崎、また、たつの、そして赤穂、相生、そういうところが、教習所に行っていたかなきゃいけない。

私も、当初はですね、たくさんの方が集まって、講習を受けるのであるんで、20人、30人ですね、団体で、そういう教習所と契約をしてですね、例えば、町で一緒に、例えば、町のマイクロバスで行くようなこともできないのかなというようなことも、担当者のほうに話をしたところです。

ただ、実際の状況を聞きますと、受ける側の教習所においてもですね、非常に一人に手間がかかる。1回にですね、3人ずつのグループで1日に二グループぐらいしか、実は、対応できない。それも3時間ぐらい、一人にかかるということですね、その団体で行って、例えば、一つの広いところで講習を受けてというような問題じゃなくって、実地がありますので、それができない。そうやってくるとですね、やはり、どうしても、個人個人が分かれて行ってもらわなきゃいけないということです。

ただ、一番、ここで問題になるのが、通常の免許を更新されるんですから、乗用車載っておられる方については、自分の乗用車で行かれるということが、当然、ほとんどの人が行かれるんですけども、原付バイクですね、そういう原付バイクだけを乗られている、その免許の方も同じような講習を受けなきゃいけないというところに、大変、困られていると。

そういうことで、佐用町の中の安全協会、また、警察のほうも、そのことについてはですね、一緒に考えていただかなきゃいけないということで、今回、近隣の、そういう教習所も一緒に集まっていたいて、どういう対応をしていくかということで、月に1回ですね、佐用町の日というのを、ような形で、教習所が当番制で送迎をするようなシステムをですね、便宜を図りたいということも、今、言っております。

ただ、それは、本当に、自分で乗っていけない人、いわば、今言う原付のような免許を持っておられる方を対象で、1回に、そういうことで、3クルーで、3人ずつやって受けて、そのグループが3グループしかできないそうです。だから9人、9人しかできません

のでね、今のところ、昨年ですね、24年度に佐用町で高齢者講習を受けて、免許を講習された方が、611人いらっしゃるんです。

ですから、これ、当然まあ、毎年、これぐらいな人数の方が、受けられるということで、今のところは、既にずっと4月から行っておられるので、それぞれが予約をして、それぞれの（聴取不能）のところに行っておられます。

送迎についてもですね、例えば、山崎のところでも、インター、バスで行かれたら、近いところにありますし、また、たつのなんかについてもですね、車で、姫新線で、例えば行かれたら、そこまでの送迎等、便宜を図りますというようなことも言っていております。

ですから、今後、この、できるだけ、近隣の、そういう教習所の皆さんにもですね、便宜を図って、配慮していただいてですね、教習、そういう実施、お互いに連携をとって、安心して受けれるように、実際、どっちにしても、そこへ行っていたかなければ、これはできないことなんで、そういうことで、今までよりね、遠くへ行ったり、ちょっと遠くへ行く不安があるというふうに思われると思いますけども、これまでどおり行くことは、もう、そこへ、当然、それぞれの形で行くので、少し遠くなると。で、遠い人に対して、どうしても行く交通機関のない人については、そういう時間を決めたところに合わせていただいたら、送迎もできるように、一部できるようにしていただくということで、今、そういう担当のほうも入って、一緒に、だいたい、そういう話を協議をしております。

これが、きちっと決まれば、また、お知らせを皆さんに広報等でお知らせをさせていただきたいと思います。

以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、あと何秒かです。

16番（鍋島裕文君） これ免許更新まで6カ月間の猶予があるんやね。この高齢者講習は。幅がありますので、一つ、佐用教習所で出前講座とかね、いろいろ難しいことあるでしょうけど、そういった案も出ておりますので、ぜひ、ご検討いただきたい。これで、私の質問を終わります。

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君の発言は、終わりました。
お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ないようですので、そのように決めます。
3時15分から、午後3時15分から再開いたしますので、お願いいたします。

午後03時00分 休憩

午後03時15分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。
続いて、9番、高木照雄君の発言を許可いたします。

9 番（高木照雄君） 9 番議席の高木照雄でございます。一番最後になりました。少し、体の不調を来しておりますので、言葉は変わるかも分かりませんが、よろしくお願いしたいと思います。

私は、2 点を町長にお伺いしたいと思います。

先ほど、鍋島議員も言われましたとおり、佐用自動車学校の廃校について、町長に伺いたいと思います。

佐用自動車学校が廃校になったのは、この 4 月からでございます。それと言いますのも、やはり、この経済成長が伸びない中に、学生も減り、本当にこう寂れてきた状態で、前のオーナーから息子さんになられて、そして、廃校ということになりました。

私も、残念に思うのはね、できた当時、あれほど、佐用高校の高校生、山ほど来てくれましたね。今も佐用高校の生徒は変わっておりません。人数は。それのに、ほかの地区の自動車学校へ行くことによって、この地元の自動車学校が廃校になるようなことじゃないかと思うんですね。そのために、高齢者が講習を受けられなくして、違う他町の自動車学校に行かなくてはいけないというような状態になっております。

本当に、私は、こうして、地元から、いろんな企業が出て行くことが、本当にこう、佐用町の損失じゃないかと思っております。

やはり、我が町にあるものは、皆で育てて、そして、このありがたきふるさとを、何とか、盛り上げていきたいと思っております。

私も、この佐用自動車学校の廃校になりましたことについて、佐用の警察の交通課長とも、いろいろと話してまいりました。

現在、70 歳以上の免許証取得者が 2,314 人おります。先ほど、町長は、昨年度の講習を受けられた高齢者は、611 人であると言われました。今、佐用警察では、この山崎、たつの、相生、赤穂の自動車教習所の職員並びに所長を、この佐用に呼んで、何とか、考えてもらえないだろうかという相談をかけております。山崎と相生と赤穂は、何とか、私とこで引き受けましょうということで、電話だけは、個人で、自動車学校へ電話してくださいと。それによって、迎えにも来ますと。

先ほど、原付のバイクと言われましたけれども、自動車運転する人でも、行けない人は、相談に乗ってくれるそうです。そのことが、この 6 月の終わりに、パンフレットができます。現在、できております。できておりますけれども、まだ、確実なものじゃないので、何とか、それができあがったら皆さんに配りたいということです。

それから、北部の石井、平福、長谷の警察から、この北嶺という新聞出ております。これにも、ただ、高齢者の講習受講について、佐用町平福の自動車学校が廃校になりました。高齢者講習を受講される方は、佐用町周辺の教習所で受けてくださいと。電話番号だけなんです。

そして、直接電話してくださいということで、高齢者がね、なかなか、それは難しいと思うんですよ。

だから、私は、何とか、この佐用町としてね、今の現在にある廃校になった学校にやね、やはり、どこかの教習所の講師を呼んで、佐用でできることができないかと。

やはり、これだけ多くの 2,300 人の受講者がおるんですからね、そういったことはできないかということ、町長にお願いしたいということ、本当にこう、思うんです。

これは、免許証を持っておる者の、自分の力で受けなんだからだめなんでね、警察も、安全協会もてごはしてくれません。自分で取りに行って、そして、その講習を受けてこそ、免許証更新になるんですね。免許証が要らない者は、取りに行かなくてもいいんです。

だから、そういうことで、ひょっとすれば、年寄りが、我々のような高齢者が、免許証を離せば、交通事故もなくなるかも知れません。それでも、今さっき言われた原付だけに乗って生活をしておられる年寄りもおります。いや、その人のために、何とか、町長にお願いしてやね、何とか、そこで、月に一遍でも講習ができないものかと思います。

町長の意見を聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、高木議員からのご質問にお答えさせていただきます。

この佐用自動車学院の廃校に伴う、高齢者の特に、免許更新における受講について、今、先ほど、鍋島議員のご質問にもお答えをさせていただいて、高木議員のほうですね、何か、かなりいろんなことをご存知のようでね、私より、いろいろと調べられているようなんですけれども、同じ内容でありますけれども、ご答弁させていただきながら、私も、そういうことで、この答弁にないような中で、まだ、決まってないようなことでもね、ちょっと、聞いていることもありますので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、佐用町で生活していく上で、本当に、バイク・自動車などの交通手段ですね、これはもう、不可決な物であると考えております。

ただ、高齢になってですね、やはり交通事故、これも大変大きな問題です。本当に、高齢になって事故を起こしてしまうということになると、本当に本人も、また、ご家族も、皆さんも大変つらい、いろんな面でも、大変大きな重荷を背負うということになりますので、その点、高齢者講習というのはね、やはり、法律で、こうして決められた以上、これを受けなきゃいけないということで、実施をされているわけですが、今回の問題に対しまして、町といたしましても、佐用警察署や佐用交通安全協会に対して、佐用自動車学院の継続についてね、問い合わせたところでもありますけれども、自動車学院の佐用自動車学院のオーナーが、他の運営者を捜されていたわけでもありますけれども、現在のところ、そういう、ほかで経営をするという方がないということでございます。

で、4月から、新たな受講生を受け入れてないということでありまして、現在におきましては、佐用町内の高齢者の講習受入につきましては、そういう状況の中で、4月からは、それぞれが近隣の相生、赤穂、山崎、竜野の教習所と、ここだけではなくてですね、これはもう、公安委員会からお聞きして、認可を受けているところであれば、どこでもいいんですけれども、姫路のほうに行かれています方もいらっしゃるというふうに聞いております。

受講者がより活用しやすく、また早期に受講できるようにですね、この赤穂と山崎、たつの、相生、この4つの教習所が、一応、集まっていたいて、教習所間で実施日の共有を図って、申込みにおいてはですね、早期受講希望や、講習種別により不都合が生じる場合、協力教習所に振り分けるなど、それぞれ受講生に不利益が出ない、不便が出ないようにですね、努めていただくということで、今、取り組んでいただいております。

教習所までの交通手段についても自力が、当然、原則でございますけれども、まあ、自力で行っていただくことが原則であります。佐用自動車教習所の閉校に伴い、原動機付き二輪車の方や周辺の自動車教習所まで自力で運転に不安がある方で、交通手段がなく送迎を希望されている方については、赤穂自動車教習所、相生自動車教習所及び山崎自動車教習所の3カ所の当番制で対応していただいて、送迎支援を行っていただいております。また、龍野自動車学院におきましても、最寄の駅まで行っていただければ、そこからは、送迎をしていただけるというふうに聞いております。これらについてはですね、今後、町

広報誌などで町民の皆様にもお知らせをする予定といたしております。

今後、町といたしましてもですね、近隣の教習所で行われている高齢者講習の受講状況を見て、教習所の努力だけでは受け入れが困難になった場合などは、町内高齢者の皆様に安心して講習が受けれることができるように、さらに支援できる方法がないか等、交通安全協会や佐用警察署とも協力いただいて、検討してまいりたいと考えておりますが、やはり、先ほどの、この原則としてですね、自力で教習所へ行けると、ということは、車の運転ができることが前提です。ですから、警察においてもですね、このなかなか、ご高齢で、事故が心配な方は、運転を取りやめてほしいという、一方では、そういう考え方がありますので、なかなか、当然、この法律の範囲内ですね、運用されていきますので、例えば、今、先ほど、高木議員がお話の、現在の教習所を借りてですね、そこで、出張して受講ができないかと、昔は、運転免許取るにもですね、教官が出てきて、仮のコースを引いてですね、試験を受けていたような時代もあるというふうに、私たちの子供の頃には、聞いておりますけれども、しかし、今ではですね、やっぱり公安委員会の認可を受けた教習所ということになっておりますので、この現在の平福の佐用自動車学院がですね、もう廃校になってくれば、これも、認可もないわけです。

それから、この跡地をですね、今後、どうされるか。ということも、当然、個人のいうんか、企業の土地、町の所有ではありませんので、それも、難しいと思います。

当分の間はね、使ってもいいよというふうに言っていたとしてもですね、今言う、一つは、問題は、そういう法律的に、ちゃんと認可を受けたところでなければならないと。そこで講習を受けるということになっているんで、この点も、やはり難しいというふうに聞いております。

そういう中で、こういう交通手段のない方について、特に、先ほどの話の原付、二輪車だけに運転、乗っておられるような方について、送り迎えができないような方についてはですね、教習所が送迎も事前予約してですね、集まっただき、日を決めてですね、送迎もするという、最低限のね、一つの対応は、できたというふうに思っておりますのでね、このことを、高齢者の方に、きちっと利用ができるようにね、お知らせをする。広報していくということ。このことで、当面对応していきたいと思っております。

以上で、この場での答弁とさせていただきます。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

9 番（高木照雄君） 町長に無理なことを言うんですけれども、今、その警察の課長さんが作っておられるビラには、本当にこう、丁寧に年寄りが見ても分かるような仕組みで書いてあります。

もう、この6月一杯では、それができるので、町なり、また、交通安全協会に相談して、広報なり何かで、皆さんに配りたいということで、課長さんも言われておりました。

ところが、原付にしても高齢者で運転ができにくい方にしても、やはり、それぞれの教習所に行く、送迎をしてもらうことが、かえって現在、佐用町ではいいんですけれども、宍粟市で言うたら、千種町、それから上郡、そこらの人が、自分で行っておるのに、そこらが反発せえへんかと。そのことを、一番、警察としては、心配しておるんですと。

だから、何とか、地元で、やれることを考えるように、何とか考えることが一番ええんじゃないかという話もありました。

それは、今、町長は、難しいと言われましたけれども、今、一番の問題は、宿泊施設、

ゆう・あい・いしいなり、笹ヶ丘を宿泊施設にして、あの自動車学校を再度、やるということが、佐用町の活性化にはつながるのではないかなという意見もあります。

それは、町長、難しいと思うんですけど、どうですかね。町長。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この自動車学校の経営の問題、これ経営の問題なんですけども、これはもう、今、今回、平福の自動車学校が撤退される、後される方もないというのは、これは、佐用だけの状況ではない。自動車学校抱えている、もうほとんどの方は、車、免許は取得されて、新しく免許を取られるのは、その年齢に達した 18 歳ですか、原付であれば 16 歳ですけども、そういう人しかないわけですね。基本的に。

ですから、これだけの少子化の中です。もう自動車学校そのものが、全国的に、その非常に、生徒数が減って経営ができなくなっている。だから、そういう中で、その競争の中で、いわゆる宿泊をして、短期間で免許が取れるというようなことを売りにしてですね、できるだけ生徒を全国から募集して、何とか経営をやっていかうという自動車学校は、結構、この近く岡山にもありますし、島根にもあります。鳥取にもあります。

既に、そういうところがやっておりますのでね、元々、自動車学校ね、そういう形で、誰かが経営をして、例えば、町の施設と、町と一緒に経営、協力してくれということであれば、それは、いわば、願ってもない話にもなりますけども、非常にまあ、新しく、そういう形をつくっていくということ自体はね、今の全体から見ては、非常に難しい状況ではないかなと思います。

ただ、この経営のこともあって、それから高齢者の事故も増えたということで、高齢者講習というものをですね、法律的にも、新たにつくって、まあ、言えば、一つは、自動車学校としてのですね、業務になったわけですね。

ですから、ただ、自動車学校として、聞くとところによると、この高齢者講習だけを、この柱にはできないというのは、高齢者講習の費用というのがですね、一人 6,000 円ですか。

〔高木君「7,000 円」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 7,000 円ですか。

〔高木君「はい」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 実際に、その今、ただ、たくさんの方を集めて広いところで一気に講習するんだったら、効率的でいいんでしょうけれども、個人個人に、実地まで含めてやっていきますので、個人、教官、教習所の教官がですね、対応できるのが、1 回に一人ずつに対応していきなさいいけないということで、非常に、これでは、経営の柱にはならないというような問題も、実際、あるというふうに、いろいろとお聞きました。

ですから、今、対応していることはね、ある意味では、一つの方向で精一杯、今のところでは精一杯かなと。この状況で、誰にしても、平福にしても、自分で行ってもらわなさいできなかったわけですから、山崎であればですね、インターから乗れば、もうバスの停留所で降りたら、すぐの所にあります。

それにプラス、こうして送迎が最低でもしてもらえる形はできるということなんでね、逆にまあ、これまでよりかは、ちょっと遠いところにはなりますけども、その講習を絶対受けなさいいけない人、免許を更新したいという人にとってはですね、最低の条件整備と

いうのは、ある程度、いろいろとこれ、考えてしていただいたのでね、できるんじゃないかなと思います。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄議員。

9 番（高木照雄君） いろいろとこう、無理なお願いはしておるんですけれども、今、送迎をしてもらえるとということで、年寄りの方も、また、ビラが入りましたら、納得していただけたと思います。

もし、送迎が、向こうが中止した場合は、町として、また、考えてやっていただきたいと思います。

本当にこう、田舎が寂れていくことがつらいんですけれども、一応まだ、年寄りも、それこそ、我々の宝でございますので、何とか佐用町で楽しく暮らしていただけるように、町長も、また、考えてやっていただきたいと思います。

それでは、次、2 番の問題に入ります。町内の国県の道路補修についてお尋ねしたいと思います。

復旧工事により大型ダンプの通行が増えて走っているために、わだちができハンドルを取られるようになり、本当にこう、事故が起きやすいような状態になっております。復旧工事に多額の予算を出していただいているということは分かっておりますけれども、交通事故等も心配されますので、早急の補修をお願いしたいと思います。

私も、今現在、赤穂の市民病院のほうに、それこそ、この今はもう、毎日じゃないんですけれども、35 日ほど毎日通いました。確かに、道が荒れております。県道においては吉永南光線ですね、久崎から徳久までは、それこそ、もうガタガタです。

それから、国道 373、平福の道の駅付近から横坂まで、これもガタガタです。

それから、共立病院の下から上月まで、これもガタガタです。

円光寺から小赤松、これもガタガタです。

現在、県土木が、アスファルトでやいとふたをするようにして、穴あいておるところに埋めております。かえってそれが膨れて邪魔になって車のハンドルにこたえることにもなっております。そういったことで、何とか、これだけの復旧予算を出していただいておりますけれども、県のほうに、要望していただきたいと思うんですけれども、町長の考えをお願いいたします。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、最後に、町内の国県道補修についてのご質問にお答えをさせていただきます。

この平成 21 年災害の復旧事業で、兵庫県におきまして、今、河川のこうした大規模な改修、また、砂防工事、治山事業、継続してたくさんの事業を展開をしていただいております。とりわけ、千種川水系緊急河道対策事業につきましては、用地取得率が既に 97 パーセント、工事着手率で 82 パーセントの進捗率となっており、まさに、今、工事の真っ最中であります。

復旧工事に伴う工事用車両、特に、残土を運ぶダンプの車両がですね増大するためにで

すね、河川復興室では、残土処分場を佐用秀谷、また、三日月三原の枇杷の谷、佐用の秀谷では 300 万立米、枇杷の谷には 100 万立米、そして延吉、そして庵、計 4 カ所、合計 413 万立米という予定でですね残土処分場を設置して、それぞれ渋滞の緩和や通行の安全の確保に努めながら、工事を進めていただいているところでございます。

残土処分場の配置も考慮して、工事用車両の分散も図ったわけですがけれども、やはり秀谷の残土処分場が一番大きいわけで、この昨年の 5 月にはですね、1 日 1,400 台を超えるダンプトラックが出入した日もあったわけです。また、本年 3 月からも 1 日平均、今のところ 400 台ぐらいのダンプが通常の土砂を搬入しております。そのためにですね、町内、ほとんど至るところで国道の舗装が、非常に傷んでおります。このことは、県もですね、重々承知していただいておりますし、特にですね、傷みのひどい危険なところについては、補修をしながらということで、対応していただいているところでございます。

先般もですね、町内の国道県道の補修工事についても発注をされて、一部、いろんな町内全体でですね、今、それぞれ補修工事をしていただいているところでございます。

今後でもですね、まだまだ、先ほど言いましたように発注率は 82 パーセントですがけれども、まだ、秀谷の残土処分地でも、今のところ、まだ、100 万立米を超えたか超えないかぐらいではないかと思えます。まだ、200 万立米ぐらいのですね、予定では、残土を処分していきなさいいけないと。これは、なぜ、それだけ多くなるかということ、これから、河川ですね、河床を掘削したりですね、そういうたくさん残土が出る工事が、まだ待っております。

そういうことで、まだ、これから約 2 年近くですね、かかるんですけども、当然、その間も一般の皆さんの通行、安全を確保しなさいいけないということは、十分分かっていただいておりますけれども、全面的にはですね、補修を、アスファルトの補修工事をするということについては、どうしても、まだまだ、そういう傷む頻度が非常に激しいので、この工事期間中は、そういう一部点検をしながら、点々補修という形で、何とかしのぎながらですね、最後、工事がだいたい完了した中で、この道路の仕上げを、今度、補修を、舗装のし直しをですね、お願いをしていきなさいいけないと思っております。

今回の国の補正予算におきましてですね、そういう道路の補修の予算が、かなりついたんですけども、県で今、計画を、大きく計画をされているのはですね、こういう工事を行っている区間ではなくて、志文のほうの道路、県道でありますとか、町でも、江川の既に終わっているところ、江川線ですね、そういう県道、そういうところの工事を行うというふうに聞いております。

工事を、あと 2 年近くということ、長い期間、まだまだね、そういう意味では長いんですけども、県のほうにも、点検をしながら、本当に危険なところについては、当然、早急に応急補修をしながらですね、取り組んで、工事のほうを進捗させていきたいと思っておりますので、一つ、ご理解をご協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

9 番（高木照雄君） 町長より、ありがたい、本当にこう前向きな回答をいただきました。ありがとうございました。

いろいろとこう、無理なことばかりを意見を町長に申し上げて申し訳ないんですけども、今後とも、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 高木照雄君の発言は終わりました。

これにて通告による一般質問は終了いたしました。

以上もちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により明6月20日から24日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次の本会議は、来る6月25日、火曜日、午前9時30分より再開いたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでありました。

午後03時45分 散会
